

平成30年度

法務省事後評価実施結果報告書（要旨）

令和元年8月

法 務 省

## 目 次

|      |  |    |
|------|--|----|
| 1    | 法務省の政策体系   | 1  |
| 2    | 平成30年度事後評価実施結果報告書  |    |
| (1)  | 社会経済情勢に対応した基本法制の整備   | 5  |
| (2)  | 法曹養成制度の充実  | 6  |
| (3)  | 法教育の推進   | 11 |
| (4)  | 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言<br>(青少年の立ち直り(デシスタンス)に関する研究) | 17 |
| (5)  | 検察権行使を支える事務の適正な運営  | 18 |
| (6)  | 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備                                      | 27 |
| (7)  | 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等                           | 31 |
| (8)  | 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理   | 42 |
| (9)  | 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進                                      | 48 |
| (10) | 法務行政における国際協力の推進  | 55 |
| (11) | 施設の整備(甲府法務総合庁舎整備等事業)                                       | 63 |
| (12) | 施設の整備(岡山法務総合庁舎整備等事業)                                       | 64 |

# 政策体系

## 基本政策

### 政策

### 施策

## I 基本法制の維持及び整備

1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換，社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）

(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。）

2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化，国際化等がより一層進展する中で，事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り，自由かつ公正な社会を実現していくために，司法制度改革の成果の定着を図り，司法の機能を充実強化する。）

(1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに，弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）

(2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）

(3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため，紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう，裁判外の紛争解決手続について，その拡充及び活性化を図る。）

(4) 法教育の推進（国民一人ひとりが，法や司法の役割を十分に認識し，法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに，司法の国民的基盤の確立を図るため，法教育を推進する。）

3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し，時代の要請に適応した基本法制の整備・運用等に資するよう，法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。）

(1) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（内外の社会経済情勢を

踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。）

## II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持（犯罪被害者等のための施策及び再犯防止対策を含む。）

### 4 再犯の防止等の推進（再犯の防止等の推進に関する法律及び再犯防止推進計画に基づく施策の推進を図る。）

(1) **国と地方公共団体が連携した取組の実施**（国及び地方公共団体が連携した地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するとともに，その成果に基づく取組の展開を図る。）

### 5 検察権の適正迅速な行使（国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により，社会の平和を保持し，個人及び公共の福祉を図る。）

(1) **適正迅速な検察権の行使**（刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い，裁判所に法の正当な適用を請求し，裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。）

(2) **検察権行使を支える事務の適正な運営**（検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため，検察運営の全般にわたって改善を加え，検察機能のより一層の強化を図る。）

### 6 矯正処遇の適正な実施（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，適正な矯正処遇を実施する。）

(1) **矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備**（矯正施設の適正な管理運営を維持するため，各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに，研修，訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。）

(2) **矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施**（被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため，被収容者の個々の状況に応じて，収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。）

(3) **矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施**（職員の業務負担の軽減を図るとともに，矯正処遇の充実を図るため，民間委託等を実施する。）

### 7 更生保護活動の適切な実施（犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生を図るとともに，犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。）

(1) **保護観察対象者等の改善更生等**（保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため，社会内において適切な処遇を行うとともに，犯罪や非行のない地域社会作りのため，犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。）

(2) **医療観察対象者の社会復帰**（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため，医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。）

8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に関し、適正な審査及び決定を行う。）

### III 国民の権利擁護

10 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）

(2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

11 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

### IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

12 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一的に対処し適正な調和を図る。）

- (1) **国の利害に係る争訟の適正・迅速な処理**（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に係る争訟を適正・迅速に処理する。）

## V 出入国の公正な管理

- 13 **出入国の公正な管理**（出入国管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) **円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進**（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。）

## VI 法務行政における国際化対応・国際協力

- 14 **法務行政における国際化対応・国際協力**（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) **法務行政の国際化への対応**（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) **法務行政における国際協力の推進**（国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。）

## VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

- 15 **法務行政全般の円滑かつ効率的な運営**（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) **法務行政に対する理解の促進**（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) **施設の整備**（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) **法務行政の情報化**（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) **職員の多様性及び能力の確保**（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を確保し、能力の開発・向上を図る。）

# 平成30年度政策評価書要旨

(法務省30-(1))

評価実施時期：平成32年8月

担当部局名：大臣官房秘書課政策立案・情報管理室，民事局総務課，刑事局総務課

(令和元年8月は中間報告)

|                                |   |             |                       |
|--------------------------------|---|-------------|-----------------------|
| <b>施策名</b>                     | 社会経済情勢に対応した基本法制の整備<br>(評価書5頁)   |             | 政策体系上の位置付け<br>I-1-(1) |
| <b>施策の概要<br/>(事業の概要)</b>       | 情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により，国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と，我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに，「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し，社会の安定に資するものとする。  |             |                       |
| <b>予算額</b>                     | 平成30年度予算額： 133,314千円  | <b>評価方式</b> | 総合評価方式                |
| <b>施策評価の結果の概要</b>              | <p><b>【民事関係】</b><br/>                     平成30年度に成立した主な法律は次のとおりである。</p> <p>○「民法の一部を改正する法律」<br/>                     民法の定める成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とするものであり，同法律は，平成30年6月13日に成立した。</p> <p>○「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律案」及び「法務局における遺言書の保管等に関する法律案」<br/>                     配偶者保護を目的とする新たな制度の創設，遺言の利用を促進するための方策の実施，相続人を含む利害関係人の実質的衡平を図るための見直し等を内容とするものであり，これらの法律案は，平成30年7月6日に成立した。</p> <p><b>【刑事関係】</b><br/>                     平成30年度に成立し又は公布された法律はない。</p> <p>(評価結果の今後の政策への反映の方向性等)</p> <p><b>【民事関係】</b><br/>                     民事関係の法制について，所要の整備をしたことにより，国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化を実現した。しかし，例えば，公益信託制度について，信託財産及び受託者の範囲を拡大し，主務官庁制を廃止するなどの見直しを図ったり，会社法制について，株主総会に関する手続の合理化や社外取締役を置くことの義務付けなど，企業統治等に関する規律の見直しを図るなど，今後も対応を必要とする課題がある。これらに速やかに対応しなければ，様々な面で円滑な経済活動に支障を来し，国民生活に影響を及ぼすことになるため，これまでの取組も踏まえ，引き続き，民事基本法制の整備を進めていくこととしている。</p> <p><b>【刑事関係】</b><br/>                     企業の刑事責任の在り方については，両罰規定の漸進的整備を行うこととは別に，抜本的な見直しの必要性を見極めるべく，今後も引き続き検討を行うこととする。</p> |             |                       |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 施政方針演説等   | 年月日         | 記載事項（抜粋）              |

# 平成30年度政策評価書要旨

(法務省30- (2))

|                               |  |           |        |        |       |        |
|-------------------------------|--|-----------|--------|--------|-------|--------|
| 施策名                           | 法曹養成制度の充実<br>(政策体系上の位置付け：I-2-(2)) (評価書11頁)   |           |        |        |       |        |
| 施策の概要                         | 高度の専門的な法律知識，幅広い教養，豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。   |           |        |        |       |        |
| 達成すべき目標                       | <p>平成27年6月30日付け法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」に示されている法曹養成制度改革を推進するための取組のうち，主に法務省が担当する以下の事項につき，関係機関・団体と連携・協力しながら取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動領域の拡大に向けた，法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体・企業等で共有されるための環境整備</li> <li>・法曹人口の在り方に関する必要なデータの集積と検証</li> <li>・司法試験の在り方の検討</li> <li>・法曹養成制度改革に関し，関係機関・団体と情報の共有を図るための連絡協議会を開催</li> </ul> |           |        |        |       |        |
| 施策の予算額・執行額等                   | 区分   | 28年度      | 29年度   | 30年度   | 令和元年度 |        |
|                               | 予算の状況<br>(千円)  | 当初予算(a)   | 19,663 | 19,426 | 9,492 | 10,867 |
|                               |  | 補正予算(b)   | 0      | 0      | 0     | —      |
|                               |  | 繰越し等(c)   | 0      | 0      | 0     |        |
|                               |  | 合計(a+b+c) | 19,663 | 19,426 | 9,492 |        |
| 執行額(千円)                       | 19,163   | 17,598    | 8,288  |        |       |        |
| 施策に係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | <p>○法曹養成制度検討会議取りまとめ(平成25年6月26日)</p> <p>○法曹養成制度改革の推進について(平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定)</p> <p>○法曹養成制度改革の更なる推進について(平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定)</p>   |           |        |        |       |        |

| 測定指標  | 平成30年度目標   | 達成 |
|---|--|----|
| 1 法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施                             | 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめや推進会議決定の内容を踏まえ，法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体，福祉機関，企業等の間で共有され，各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう，関係機関の協力を得て，環境を整備する。 | 達成 |
| 施策の進捗状況(実績)   |  |    |
| 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会 <sup>*</sup> 取りまとめや，推進会議決定においては，今後も， |  |    |



法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要であるとされ、法務省において、そのための環境を整備するとされた。

法務省においては、推進会議決定を踏まえ、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会<sup>2</sup>（以下「連絡協議会」という。）を開催しているところ、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組についても、同連絡協議会において、関係省庁や自治体、企業等の担当者から報告を受けるとともに、意見交換を行った。また、法曹有資格者の海外展開を支援するため、委託弁護士を海外に派遣し、現地における外国弁護士の活動規制状況や、日本人弁護士に対する需要、現地日本企業等に対する日本人弁護士としての支援の在り方等に関する調査を行い、その調査結果を法務省ホームページに公表して関係省庁、自治体、日本企業等が同調査結果にアクセスすることのできる環境を整備するとともに、調査結果公表済みの国であるフィリピンについても、他の類似情報との差別化を図るためアップデート調査を行った。

| 参考指標   | 実績値  |       |        |        |        |
|--|------|-------|--------|--------|--------|
|  | 26年度 | 27年度  | 28年度   | 29年度   | 30年度   |
| 1 法務省ホームページ「法曹養成制度改革連絡協議会」閲覧件数（件）                                    | —    | 2,991 | 10,166 | 10,270 | 10,537 |
| 2 法務省ホームページ「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究 <sup>3</sup> 」閲覧件数（件） | —    | —     | 7,116  | 10,441 | 5,109  |

※ 法務省ホームページへの掲載年月

○「法曹養成制度改革連絡協議会」：平成27年12月

○「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究」：平成28年7月

| 測定指標                    | 平成30年度目標   | 達成 |
|-------------------------|--|----|
| 2 法曹養成制度改革を推進するための取組の実施 | 文部科学省とともに連絡協議等の環境を整備し、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積と検証、司法試験の在り方の検討等の各取組に関し、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会における進捗状況を適時に把握しつつ、これを踏まえて、文部科学省と連携し、関係機関・団体の協力も得て、前記各取組を進める。 | 達成 |
| 施策の進捗状況（実績）             |  |    |

平成27年6月の推進会議決定を踏まえ、法務省においては、推進会議決定に掲げられた取組の進捗状況等を適時に把握し、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、前記のとおり、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、連絡協議会を開催している。

平成30年度は連絡協議会を2回開催し、①海外展開の分野における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する各取組、②法曹人口に関する各種データ、③平成30年司法試験及び司法試験予備試験の結果、④法学部に在籍する学生に対する法曹志望に関するアンケート調査の結果等について報告し、意見交換するなど必要な取組を進めた。

また、推進会議決定に掲げられた検討課題には司法試験受験資格の見直しは含まれていないものの、上

記のような推進会議決定を踏まえた各種取組に関連し、法曹志望者の時間的・経済的負担の更なる軽減を図るための方策として、法科大学院改革を前提とした司法試験制度の見直し（司法試験の法科大学院在学中受験資格を導入する制度改革）について文部科学省と共に検討を進め、第198回国会において、上記内容を含む「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出した。

| 参考指標                              | 実績値  |       |        |        |        |
|-----------------------------------|------|-------|--------|--------|--------|
|                                   | 26年度 | 27年度  | 28年度   | 29年度   | 30年度   |
| 1 法務省ホームページ「法曹養成制度改革連絡協議会」閲覧件数（件） | —    | 2,991 | 10,166 | 10,270 | 10,537 |

※ 法務省ホームページへの掲載年月

○「法曹養成制度改革連絡協議会」：平成27年12月

|      |   |  |
|------|---|--|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果  | <p>（各行政機関共通区分）目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標1, 2は、達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標1, 2は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p> |
|      | 施策の分析   |  |
|      | <p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標1】</p> <p>推進会議決定（平成27年6月）においては、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」の取りまとめ（平成27年5月）を踏まえ、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要とされた。</p> <p>これを受けて、法務省においては、連絡協議会をおおむね半年に1回開催しているところ、平成30年度においては、同年7月及び12月の各連絡協議会において、法曹有資格者の活動領域の拡大（自治体、企業）を取り上げ、協議会の概要や資料等を法務省ホームページに掲載している。</p> <p>また、平成30年度はマレーシアに弁護士を派遣し、現地の法運用等の調査を新規に行ったほか、既に調査が終了しているフィリピンのアップデート調査を行い、これらの結果を法務省ホームページに掲載した上、平成31年3月18日に開催された「国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議」（事務局：内閣官房）において、法務省からアジア諸国の現地の法運用等の調査状況を報告した。</p> <p>これらの適切な方法により、有益な情報が広く共有されたといえることから、目標を達成することができたと評価できる。</p> <p>【測定指標2】</p> <p>法務省及び文部科学省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握するとともに、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、平成30年度においても、前年度に引き続き、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、同年7月及び12月の2回にわたり連絡協議会を開催し、これまでに集積された法曹人口に関するデータ（裁判事件数の推移、国の機関や地方公共団体に在籍する弁護士数の推移、企業内弁護士数の推移、司法</p> |  |

試験及び司法試験予備試験の受験者数・合格者数の推移、法科大学院志願者数・入学者数・修了者数の推移等)などについて報告・意見交換を行うなど、必要な取組を進めている。また、文部科学省に設置された中央教育審議会法科大学院等特別委員会に、合計6回、担当者が参加して法科大学院改革について検討を行っていること、文部科学省と共同して法学部生を対象とする法曹志望に関するアンケート調査の実施・検証を行うなどの取組を行っていることに加えて、法曹志望者が激減する中で、プロセスとしての法曹養成制度の理念を維持しつつ、質の高い法曹を多数輩出していくため、法科大学院協会や日本弁護士連合会等の関係機関とも協議を行いつつ、文部科学省と共に法曹養成制度改革の検討を進め、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出した。この法案は、法科大学院における教育の充実、法科大学院と法学部との連携といった法科大学院改革のための制度改革と併せ、司法試験制度について、第一に一定の要件を満たした法科大学院在学中の者に司法試験受験資格を新たに付与すること、第二にこの受験資格に基づいて司法試験を受験し、合格した者について、法科大学院修了を司法修習生の採用要件とする等の見直しをしようとするものである。以上からすれば、法曹養成制度改革を推進するための取組を着実に進めることができたといえ、目標を達成することができたと評価できる。

(取組の有効性, 効率性等)

#### 【測定指標1及び2関係】

測定指標1及び2については、『法曹養成制度改革の推進について』及び『法曹養成制度改革の更なる推進について』において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を行うとともに、施策を実施する」という目標に対し、法曹有資格者の活動領域、法曹人口、司法試験、司法修習における課題について検討するため、連絡協議会を開催し、そこでの検討結果を踏まえ、必要な取組を進めるとともに、今後も必要な連絡協議を行うための環境整備も行った。中でも、測定指標1との関係では、平成30年度開催の連絡協議会において、法曹有資格者の活動領域の拡大について重点的に取り上げた上、それらの資料等を法務省ホームページに掲載したほか、海外調査の結果についても同様に法務省ホームページに掲載しているところ、各ホームページへのアクセス件数は、連絡協議会については1万件を超えており、海外調査についても前年度より減少したものの5,000件を超えていることから、有益な情報が広く共有され、法曹有資格者の活用に向けた環境整備が図られたといえ、達成すべき目標にとって有効かつ効率的な取組であると評価できる。

### 次期目標等への反映の方向性

#### 【施策】

高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化するよう、現在の目標を維持し、引き続き取り組んでいく。

#### 【測定指標1】

法曹有資格者の活動領域の在り方については、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の取りまとめや推進会議決定を踏まえ、平成31年度も法曹有資格者の専門性の活用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、日本企業等の間で共有され、各分野における法曹有資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、環境の整備に取り組む。

#### 【測定指標2】

法曹養成制度改革を推進するための取組については、平成31年度も文部科学省と連携し、関係機関・団体の協力も得て、連絡協議会を開催し、必要な連絡協議を行うとともに、法務省が担当する事項について、必要な取組を進めるほか、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案」の成立後、速やかに、その円滑な施行に向けた取組を進める。

|                                  |   |                 |               |
|----------------------------------|---|-----------------|---------------|
| <p>学識経験を有する者の知見の活用</p>           | <p>1 実施時期<br/>令和元年7月9日</p> <p>2 実施方法<br/>会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要<br/>なし</p>   |                 |               |
| <p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p> | <p>○評価の過程で使用した資料等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法曹養成制度改革連絡協議会資料（法務省HP [<a href="http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html">http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html</a>]</li> <li>・日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究（法務省HP [<a href="http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00135.html">http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00135.html</a>]</li> </ul> |                 |               |
| <p>備考</p>                        | <p>【行政事業レビュー点検結果の令和2年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>引き続き、所要の経費の要求を行った。</p>   |                 |               |
| <p>担当部局名</p>                     | <p>大臣官房司法法制部</p>  | <p>政策評価実施時期</p> | <p>令和元年8月</p> |

\*1 法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会 ([http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10\\_00039.html](http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00039.html))

\*2 法曹養成制度改革連絡協議会 ([http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10\\_00116.html](http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.html))

\*3 日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究 ([http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10\\_00135.html](http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00135.html))

# 平成30年度政策評価書要旨

(法務省30- (3))

|                              |  |           |        |        |        |        |
|------------------------------|--|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 施策名                          | 法教育の推進<br>(政策体系上の位置付け：I-2-(4)) (評価書25頁)  |           |        |        |        |        |
| 施策の概要                        | 国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。   |           |        |        |        |        |
| 達成すべき目標                      | 教員や教育関係者に対し、広報活動等の実施により法教育に対する理解を促進し、併せて、利便性の高い法教育教材を提供することにより、学校教育現場における法教育の学習機会の確保及び学習内容の充実を実現し、ひいては、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けることを通じ、多様な人々が互いを尊重しながら共生する自由で公正な社会を支える人材を育成する。  |           |        |        |        |        |
| 施策の予算額・執行額等                  | 区分   | 28年度      | 29年度   | 30年度   | 令和元年度  |        |
|                              | 予算の状況<br>(千円)  | 当初予算(a)   | 9,638  | 20,982 | 22,051 | 28,879 |
|                              |  | 補正予算(b)   | 0      | 0      | 0      | —      |
|                              |  | 繰越し等(c)   | 0      | 0      | 0      |        |
|                              |  | 合計(a+b+c) | 9,638  | 20,982 | 22,051 |        |
| 執行額(千円)                      | 6,264  | 16,468    | 13,142 |        |        |        |
| 施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)<br/>IV-第2-2 司法教育の充実<sup>*1</sup></li> <li>○消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更)<br/>II-3-(4) 法教育<sup>*2</sup></li> <li>○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)<br/>III-3-(6)-① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定<sup>*3</sup></li> <li>○消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)<br/>第4章-4-(2) 消費者教育の推進<sup>*4</sup></li> <li>○第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日閣議決定)<br/>V-第5-1-(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発<sup>*5</sup></li> <li>○再犯防止推進計画(平成29年12月15日閣議決定)<br/>II-第6-2-(2)-①-イ 法教育の充実<sup>*6</sup></li> <li>○経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日閣議決定)<br/>第2章-7-(4)-① 治安・司法<sup>*7</sup></li> </ul> |           |        |        |        |        |

| 測定指標                 | 平成30年度目標値 | 達成 |
|----------------------|-----------|----|
| 1 法務省ホームページ内の法教育関連ペー | 対前年度増     | 達成 |

|                         |        |      |        |        |        |        |
|-------------------------|--------|------|--------|--------|--------|--------|
| ジ <sup>8</sup> へのアクセス件数 | 基準値    | 実績値  |        |        |        |        |
|                         | 29年度   | 26年度 | 27年度   | 28年度   | 29年度   | 30年度   |
|                         | 27,245 | —    | 21,384 | 21,714 | 27,245 | 36,366 |

| 測定指標        | 平成30年度目標   | 達成 |
|-------------|--|----|
| 2 協議会等の活動状況 | <p>法教育協議会<sup>9</sup>及び部会<sup>10</sup>（以下「協議会等」という。）を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供する。</p> <p>なお、協議会等においては、小・中・高等学校における法教育の実践状況調査<sup>11</sup>の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。</p> | 達成 |

施策の進捗状況（実績）

協議会等を開催し、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等についての報告を踏まえ、法教育の推進に資する施策等について協議を行い、その結果に基づき、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等の有用な情報交換等を行った。

また、法教育推進協議会の下に設置した教材作成部会を中心に、小学生向け及び中学生向け法教育視聴覚教材並びに高校生向け法教育教材の作成・普及に関する協議等を行い、作成したこれらの教材を全国の学校等に配布した。

| 参考指標         | 実績値  |      |      |      |      |
|--------------|------|------|------|------|------|
|              | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
| 協議会等の開催実績（回） | 7    | 5    | 8    | 10   | 11   |

| 測定指標                             | 平成30年度目標   | 達成 |
|----------------------------------|--|----|
| 3 法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況 | <p>法教育活動（教材作成、授業実施、地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等）への協力・支援等を行うことにより、法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる。</p> | 達成 |

施策の進捗状況（実績）

法務省職員が学校等に出向いて実施する法教育授業について、法務省関係機関において多数実施するとともに、更なる利用の促進を図るため、学習の目的や授業内容を分かりやすくまとめた広報用資料を作成

し、教育関係機関等に配布した。併せて、法務省職員が教職員研修等において現職の教職員に対して法教育授業のガイダンス、法教育教材の紹介等を行い、学校現場における法教育授業の実践拡大を図った。

その他、法の日週間記念行事において法教育関連イベントを実施し、併せて法教育マスコットキャラクターを活用した積極的な広報活動を行った。

| 参考指標         | 実績値   |       |       |       |       |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|              | 26年度  | 27年度  | 28年度  | 29年度  | 30年度  |
| 法教育授業実施回数（回） | 3,325 | 2,947 | 3,167 | 3,553 | 3,948 |

|      |  |
|------|--|
| 評価結果 | <p>（各行政機関共通区分）目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標 1, 2, 3 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものと考えている。</p> <p>測定指標は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p>  |
|      | <p>施策の分析</p>   |
|      | <p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>法教育の推進のためには、国民への周知・広報活動を実施しつつ、これらと並行して、法教育に対する国民の関心度の測定、すなわち、実施している周知・広報活動が効果的かどうかの評価を行うことが重要であるところ、法教育に関する情報や法教育教材等を掲載する法務省ホームページ内の法教育ページへのアクセス件数は、前年度を大きく上回っており（これは新たに作成した法教育視聴覚教材や高校生向け法教育教材を掲載したことなどが影響していると考えられる。）、国民の法教育への関心が高まったといえる。これらのことから、周知・広報に係る施策が効果的に実施されたといえ、目標を達成することができたと評価した。</p> <p>【測定指標 2】</p> <p>法教育の推進には、法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があり、各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催して密接な連携を図りつつ、教材の作成等、法教育の推進に資する施策を実施していくことが求められる。</p> <p>同協議会等においては、学校現場における法教育の実践状況を踏まえ、法教育の推進に資するための今後の展開、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等について協議を行い、実施する施策についての検討を行った。</p> <p>この検討を経て、法曹関係者と教育関係者が連携して、小・中学生向け及び高校生向け法教育教材を作成し、全国の学校等に配布をしたことから、目標を達成することができたと評価した。</p> <p>【測定指標 3】</p> <p>法教育の推進のためには、具体的な法教育活動（教材作成、授業実施等）に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要がある。</p> <p>そこで、学校等における法教育実践への協力・支援を行うため、法務省職員を教職員向け研修等に講師として派遣したほか、学校現場や地域の集まりなどの求めに応じて法務局や検察庁等の法務省関係機関の職員が学校等に出向いて行う法教育授業も積極的に実施している。また、広報資料の配布等を通じて、法教育の意義について幅広く周知するなどしており、これらの取組により、法教育の実践を拡大させることができたといえることから、目標を達成することができたと評価した。</p> |

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標 1, 2, 3 関係】

達成手段①「法教育の推進」において実施している協議会等においては、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について、協議、情報交換等を行うことにより、各機関において、これら法教育の推進に資する有用な情報を共有し、活用することができ、目標の達成に効果的に寄与したといえる。このことは学校現場での法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる上で必要かつ有効である。

また、法務省関係機関において、学校現場にとどまらず、具体的な法教育活動に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、国民の法教育への関心度を測定しつつ、幅広い層を対象にした広報活動等を行うことは、国民一般に法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践を拡大させるという目標の達成に、必要かつ有効である。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。

【測定指標 1, 2, 3】

現在の目標を維持しつつ、今後の法教育推進協議会等での検討状況等の結果を踏まえ、測定指標の内容を見直すなどの必要性が生じた場合には、適宜、適切な目標を設定する。

|                 |   |
|-----------------|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | <ol style="list-style-type: none"><li>1 実施時期<br/>令和元年7月9日</li><li>2 実施方法<br/>会議</li><li>3 意見及び反映内容の概要<br/>〔意見〕<br/>法教育の担い手である教員や、受け手である児童・生徒に対し、アンケートなどを行えば、施策が結果に結びついているのか、効果があるのか分からないではないか。<br/>〔反映内容〕<br/>法教育授業を実施した際に、可能な範囲で授業実施教員へのヒアリングや児童・生徒へのアンケートを実施しており、この結果も踏まえながら施策に反映している。引き続き、学校現場における法教育実践状況調査を行うなど、受け手側の評価も踏まえた各種取組の実施について検討したい。</li></ol> |
|-----------------|---|

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 「学校現場における法教育の実践状況調査」<br>法務省ホームページ ( <a href="http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/gakkou_tyousa.html">http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/gakkou_tyousa.html</a> ) を参照<br><br>「法教育推進協議会における各検討状況」<br>法務省ホームページ ( <a href="http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html">http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html</a> ) を参照 |
|---------------------------|---|



|    |  |
|----|--|
| 備考 | 【行政事業レビュー点検結果の令和2年度予算概算要求への反映内容】<br>引き続き、所要の経費の要求を行った。 |
|----|--|

|       |                |          |        |
|-------|----------------|----------|--------|
| 担当部局名 | 大臣官房司法法制部司法法制課 | 政策評価実施時期 | 令和元年8月 |
|-------|----------------|----------|--------|

- \*1 「司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）」  
IV-第2-2 司法教育の充実  
学校教育等における司法に関する学習機会を充実させるための方策を検討し、本部設置期限までに、所要の措置を講ずる。
- \*2 「消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更）」  
II-3-(4) 法教育  
法教育の内容の一部として、日常生活を支える私法の基本的な考え方を実感として理解し、身に付けることが挙げられる。自立した消費生活を営むためには、消費活動の前提となる身近な法律である私法の基本的な考え方（私的自治の原則、契約自由の原則など）を理解する必要がある。この点で、商品・サービスの選択から契約に至る一連の過程の背後にある私法の基本的な考え方を理解し、考える態度を身に付け、消費者契約の適正化を目指す消費者教育と法教育は整合するため、連携による実施になじむものである。
- \*3 「『世界一安全な日本』創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」  
III-3-(6)-① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定  
更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、中学校における法教育の実施状況に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学校現場に対する法教育の支援を行う。
- \*4 「消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）」  
第4章-4-(2) 消費者教育の推進  
法教育（中略）などの密接に関連する分野の取組について、消費者庁、文部科学省及び関係府省庁等が適切に連携して推進する。
- \*5 「第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）」  
V-第5-1-(7) 生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発  
法務省において、学校教育を中心として法教育の普及・啓発を促進し、法や司法によって自らを守り、他者を等しく尊重する理念を体得させることを通じ、他者の生命・身体・自由等を傷つけてはならないことを自覚させることにもつながるよう、文部科学省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力を得て、平成17年5月に発足した法教育推進協議会を通じた取組に努める。
- \*6 「再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）」  
II-第6-2-(2)-①-イ 法教育の充実  
法務省は、文部科学省の協力を得て、再犯の防止等に資するための基礎的な教育として、法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を推進する。加えて、法務省は、再犯の防止等を含めた刑事司法制度に関する教育を推進し国民の理解を深める。
- \*7 「経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）」  
第2章-7-(4)-① 治安・司法  
司法制度改革推進法の理念に則り、（中略）法教育の推進など（中略）を政府を挙げて推進する。
- \*8 「法務省ホームページ内の法教育関連ページ」  
<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>
- \*9 「法教育推進協議会」  
平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指

すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、更に法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

\*10 「部会」

法教育授業において活用できる高校生を対象とした教材例並びに平成25年度に作成した小学生向け教材例及び平成26年度に作成した中学生向け教材例を活用した視聴覚教材を作成するため、平成28年3月に、法教育推進協議会の下に教材作成部会が設置された。

\*11 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から平成25年度までの間に、順次、法教育の充実が盛り込まれた新学習指導要領が完全実施されたことから、平成26年度は普通科高等学校を対象に調査を行い、平成27年度は普通科以外の高等学校を対象に調査を行った。

## 平成30年度政策評価書要旨

（法務省30-（4））

評価実施時期：令和元年8月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部

|                                      |   |                        |                                       |
|--------------------------------------|---|------------------------|---------------------------------------|
| <b>施策名</b>                           | 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（青少年の立ち直り（デシスタンス）に関する研究）<br>(評価書31頁)  | <b>政策体系上の位置付け</b>      | 法務に関する調査研究<br>(I-3-(1))               |
| <b>施策の概要<br/>(事業の概要)</b>             | 内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定，国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。   |                        |                                       |
| <b>予算額</b>                           | 平成27年度予算額： 4,263千円<br>平成28年度予算額： 6,733千円  | <b>評価方式</b>            | 事業評価方式                                |
| <b>施策評価の結果の概要</b>                    | <p>非行少年の再犯防止に資する調査研究として，少年院出院者のうち少年院に再入院しなかった者の改善更生の要因を実証的に解明する本研究は，法務省の重要な再犯防止施策と密接に結びつき，早急に実施する必要があった。</p> <p>本研究では，平成25年1月から同年3月までに全国の少年院を出院した者を対象とし，出院後約4年間にわたる追跡調査を実施した。追跡調査は，成行き調査，質問紙調査，面接調査の三つの異なる手法の組み合わせで行われ，質問紙調査では少年院出院者に加え，一般青少年からも協力を得た。再入院した者（再入院群），一般青少年（一般群）との比較を通じ，良好に立ち直っている者（デシスタンス群）の特徴を明らかにすることができたことから，調査対象の設定はおおむね適切であった。本研究は，検察官，少年院教官等で構成する研究部研究官のチームが担当し，海外の先行研究に係る知見を活用するとともに海外の研究者等からの助言を受け，また面接調査の実施には全国の少年鑑別所心理技官の協力を得た。収集したデータの分析にも，学識経験者が共同研究者として参加しており，研究の実施体制・手法は適切であった。追跡調査のうち，成行き調査と面接調査では特別な支出を要しなかった。一方で，質問紙調査の一部は民間業者に委託し，また海外の研究者，国内の学識経験者との連携には謝金等の費用を要したが，良い研究成果が得られたことから，費用対効果の観点から研究手法は合理的であった。</p> <p>本研究の成果は，研究部報告58「青少年の立ち直り（デシスタンス）に関する研究」として刊行されたところ，研究で得られた知見と実務に活用可能な提言を一体化して構成し，実務家にとっても研究者にとっても分かりやすいものとなっている。本研究の成果は，学会での発表などを通じ，学識者等に向けて広く発信されているなど，実務者間の発展的な論議の契機ともなっている。</p> <p>上記のとおり，本研究は，必要性，効率性及び有効性のいずれも認められ，評点の合計は70点中64点であったことから，評価基準第3の3に基づき「大いに効果があった」と評価できる。</p> <p><b>（評価結果の今後の政策への反映の方向性等）</b></p> <p>委員からは，本研究の継続的实施及び成人についての実施も検討されたい旨の意見が出されたことから，当省の再犯防止施策の企画・立案においての必要性も踏まえつつ検討することとしたい。</p> |                        |                                       |
| <b>施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）</b> | <b>施政方針演説等</b>  | <b>年月日</b>             | <b>記載事項（抜粋）</b>                       |
|                                      | 再犯防止に向けた総合対策  | 平成24年7月20日（犯罪対策閣僚会議決定） | 第3-3-(1) 再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施 |

# 平成30年度政策評価書要旨

(法務省30-5)

|   |   |           |           |           |           |           |
|---|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 施策名   | 検察権行使を支える事務の適正な運営<br>(政策体系上の位置付け：Ⅱ-5-(2)) <span style="float:right">(評価書46頁)</span>   |           |           |           |           |           |
| 施策の概要   | 検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。  |           |           |           |           |           |
| 達成すべき目標   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修を通じて、サイバー犯罪<sup>1)</sup>に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図る。</li> <li>・研修を通じて、犯罪被害者の保護・支援を行う職員の対応能力の向上を図る。</li> <li>・地域に密着した広報活動を通じて、国民に対する検察の業務等についての理解の促進を図る。</li> </ul> |           |           |           |           |           |
| 施策の予算額・執行額等   | 区分  | 28年度      | 29年度      | 30年度      | 令和元年度     |           |
|   | 予算の状況<br>(千円)   | 当初予算(a)   | 3,305,384 | 3,373,731 | 3,142,750 | 3,722,787 |
|   |   | 補正予算(b)   | 114,172   | 478,638   | 565,069   | —         |
|   |   | 繰越し等(c)   | 281,643   | △315,860  | △222,131  | /         |
|   |   | 合計(a+b+c) | 3,701,199 | 3,536,509 | 3,485,688 |           |
| 執行額(千円)   | 3,348,337   | 3,444,211 | 3,318,837 |           |           |           |
| 施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説のうち主なもの) <ul style="list-style-type: none"> <li>○犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)<sup>2)</sup>第19条</li> <li>○第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日閣議決定)<sup>3)</sup><br/>Ⅴ-第2-3-(1)-オ 職員等に対する研修の充実等</li> <li>○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)<sup>4)</sup><br/>Ⅲ-1-(2)-① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上</li> </ul> |   |           |           |           |           |           |

| 測定指標                    | 平成30年度目標   | 達成     |
|-------------------------|--|--------|
| 1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化 | サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査・公判能力の向上を図る。 | おおむね達成 |

### 施策の進捗状況(実績)

コンピュータネットワーク等の仕組み、各種サイバー犯罪で利用される技術的手口及びサイバー犯罪の捜査・公判における法的問題点等を理解するとともに、デジタルフォレンジックを利用した捜査手法を習得し、サイバー犯罪及び独自捜査事件の捜査・公判に必要な能力を向上させることを目的とし、複雑困難なサイバー事犯の捜査・公判経験を有するなど、今後、この種事犯について指導的立場を担うことが期待される検事を対象としたネットワークフォレンジック研修<sup>5)</sup>を実施した。

同研修では、コンピュータ犯罪をめぐる諸問題や情報セキュリティに関する講義のほか、警察庁情報技術犯罪対策課警察官による近時のサイバー犯罪に関する講義、民間団体によるサイバー犯罪に関する最新の知見についての講義等を実施した。

また、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的知識を習得させ、デジタルフォレンジックを活用した捜査・公判能力の養成を目的として、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析の捜査に現に従事している検察事務官及びそれらの候補者を対象としたデジタルフォレンジック研修（中級編）<sup>6</sup>を実施した。

同研修では、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義のほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレンジック機器を使用した実習、警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

さらに、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての高度な知識を理解させるとともに、電磁的記録に係る証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための高度な技術を習得させ、デジタルフォレンジックを活用した捜査・公判能力を向上させることを目的として、デジタルフォレンジック研修修了者等（検察事務官）を対象としたデジタルフォレンジック研修（上級編）<sup>7</sup>を実施した。

同研修では、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための高度な技術の習得のため、パソコン、スマートフォン等の証拠保全、データ解析等の実習等を実施した。

| 参考指標  | 実績値              |                 |                  |                  |                  |
|---|------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
|   | 26年度             | 27年度            | 28年度             | 29年度             | 30年度             |
| 1 ネットワークフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％）                        | 100.0<br>(20/20) | 92.0<br>(23/25) | 100.0<br>(27/27) | 100.0<br>(26/26) | 100.0<br>(17/17) |
| 2 デジタルフォレンジック研修Ⅰ <sup>8</sup> 参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％）           | 98.3<br>(59/60)  | 95.0<br>(57/60) | 100.0<br>(60/60) | 100.0<br>(60/60) | —                |
| 3 デジタルフォレンジック研修Ⅱ <sup>9</sup> （スマートフォン編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％） | 96.6<br>(28/29)  | 92.0<br>(46/50) | 98.0<br>(49/50)  | 100.0<br>(50/50) | —                |
| 4 デジタルフォレンジック研修（中級編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％）                     | —                | —               | —                | —                | 100.0<br>(59/59) |
| 5 デジタルフォレンジック研修（上級編）参加者に対するアンケート調査結果（研修を理解したとする回答者数／アンケート回答者数）（％）                     | —                | —               | —                | —                | 93.1<br>(27/29)  |

| 測定指標                 | 平成30年度目標 | 達成 |
|----------------------|----------|----|
| 2 研修参加者に対するアンケート調査結果 | 90以上     | 達成 |

|                           |  |
|---------------------------|--|
| (研修を理解したと回答した者の割合)<br>(%) |  |
|---------------------------|--|

**施策の進捗状況（実績）**

犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者（被害者支援員<sup>10</sup>及び被害者支援を担当する検察事務官）を対象とした中央研修を実施した。

研修では、法務・検察における被害者施策やこれに関連する制度等の説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び犯罪被害者支援を行う弁護士による関係機関と連携した被害者支援に関する講義、各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッション、最高検察庁検事による検察庁における被害者支援への取組に関する説明を行った。

| 参考指標   | 実績値             |                 |                 |                 |                 |
|--|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|  | 26年度            | 27年度            | 28年度            | 29年度            | 30年度            |
| 1 被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果（研修を有意義とする回答者数／アンケート回答者数）（%） | 95.0<br>(76/80) | 94.9<br>(75/79) | 93.6<br>(73/78) | 88.5<br>(69/78) | 94.9<br>(75/79) |

| 測定指標                    | 平成30年度目標  | 達成 |
|-------------------------|---|----|
| 3 検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況 | 国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。 | 達成 |

**施策の進捗状況（実績）**

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまでに培ったネットワークや経験を活用して、全国の検察庁において広報活動を実施した。また、法教育の重要性が高まっていることから、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動のほか、一般市民や企業等を対象とした講演会、説明会を積極的に行った。

| 参考指標           | 実績値   |       |       |       |       |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                | 26年度  | 27年度  | 28年度  | 29年度  | 30年度  |
| 1 広報活動の実施回数（回） | 1,069 | 1,029 | 1,121 | 1,104 | 1,231 |

|                  |   |
|------------------|---|
| 目標達成度合い<br>の測定結果 | <p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>-----</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標2及び3について、目標を達成することができた。また、測定指標1について、目標をおおむね達成することができた。</p> |
|------------------|---|

したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。

施策の分析

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標 1】

平成30年10月30日から同年11月1日までの3日間、地方検察庁の検事17名を対象としてネットワークフォレンジック研修を実施し、平成30年6月25日から同月29日までの5日間及び同年10月1日から同月5日までの5日間、前期及び後期の2回にわたり、地方検察庁の検察事務官合計59名を対象としてデジタルフォレンジック研修(中級編)を実施し、平成30年11月26日から同月30日の5日間及び平成31年1月21日から同月25日までの5日間、前期及び後期の2回にわたり、地方検察庁の検察事務官合計29名を対象としてデジタルフォレンジック研修(上級編)を実施した。

ネットワークフォレンジック研修では、警察庁情報技術犯罪対策課警察官によるサイバー犯罪捜査に関する講義や民間団体によるサイバー犯罪に関する最新の知見についての講義、事例検討会等を実施した。

デジタルフォレンジック研修(中級編)では、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した捜査・公判能力の養成を目的として、東京地方検察庁職員によるデジタルフォレンジックの概要及びその意義に関する講義、デジタルフォレンジック機器を使用した委託業者による解析実習及び同庁職員による保全解析実習を行ったほか、より高度化・複雑化していくデジタルフォレンジック技術・知識の習得を図るため、パソコン・スマートフォンの実機を使った保全実務に関する講義及び実習、警察・検察におけるそれぞれのデジタルフォレンジック実務の現状等に関する講義を行った。

デジタルフォレンジック研修(上級編)では、パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての高度な知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した高度な捜査・公判能力の養成を目的として、委託業者による解析の概要等に関する講義、初動対応及び証拠保全、アプリケーションデータ解析実習等を行った。

上記研修終了後は、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員を対象としたアンケートを実施し、105名全員(ネットワークフォレンジック研修17名、デジタルフォレンジック研修(中級編)59名、デジタルフォレンジック研修(上級編)29名)から回答を得ることができた。その中で、研修受講後の理解度について尋ねる問いに対し、ネットワークフォレンジック研修では17名全員(100パーセント)が、同研修について「概要について理解した」(70.6パーセント)又は「実務に従事できる程度の理解を得た」(29.4パーセント)と回答した。デジタルフォレンジック研修(中級編)では、59名全員(100パーセント)が「概要については理解した」(55.9パーセント)又は「実務に従事できる程度に理解を得た」(44.1パーセント)と回答した。デジタルフォレンジック研修上級編では、27名(93.1パーセント)が、同研修について「更に理解を深められた」(55.2パーセント)又は「これまでより高度なDF業務を遂行できるくらいに理解を深められた」(37.9パーセント)と回答した。

また、いずれの研修に対しても、有意義であったとの感想が相当数述べられていることから、上記各研修により、サイバー犯罪に対処する職員の捜査・公判能力の向上を図るという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標 2】

平成30年10月2日、全国の地方検察庁の被害者支援担当者79名を対象に、被害者支援担当者中央研修を実施した。

同研修では、刑事局職員による法務・検察における犯罪被害者保護・支援に関する施策等についての説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び犯罪被害者支援を行う弁護士による関係機関と連携した被害者支援に関する講義、最高検察庁検事による検察庁における被害者支援の取組に関する説明等がなされた。

そのほか、平成29年度に引き続き、研修員、刑事局職員との間で、各庁における被害者支援活動の

実情や問題点等について、フリーディスカッションを行った。

なお、平成29年度までは、研修員全体でフリーディスカッションを行っていたところ、平成28年度に実施したアンケートで、「発言する機会がない」、「議論が深まらないなどの」意見があったことから、平成30年度は、研修員全員を3班に分けてフリーディスカッションを実施した。

研修終了後には、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、79名全員から回答を得た。その結果、研修全般の内容については、75名（94.9パーセント）が「有意義」と回答し、さらに、研修全体に対しては、「犯罪被害者保護・支援制度に関する法的根拠が体系的に学ぶことができる上、各庁における実情、問題点及び各種支援方策を学ぶことができ、自庁における今後の支援活動の参考となる有意義な研修であった」、「臨床心理士の講義等から、犯罪被害者等への対応につき特に留意すべき事項を理解できた」、「外部講師による実例等を交えた講義は、実務を行っていく上で参考になる」、「各庁の支援の実情や関係機関との連携により問題解決に至る経緯等を知ることや被害者支援の制度立法の過程を知ることにより、中身の濃い被害者等の支援活動に活かせると感じた」等の業務に資するとする回答が多く見られた。

以上のことから、同研修により、被害者支援担当者の対応能力を向上させるという目標を達成したと評価できる。

#### 【測定指標3】

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを全国の検察庁に配布し、広報活動の際にはこれを利用することとした。また、過去の広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、地域に密着した広報活動を実施した。平成23年度から実施されている新しい学習指導要領では、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実化され、学校教育の現場で法教育の重要性が高まっているところ、平成30年度においても引き続き、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を積極的に展開した。

これらの広報活動の実施回数は1,231回であり、活動への参加人数は合計3万7,611人であった。実施回数は昨年度より100件程度増加しており、依然として1,000回以上の高い水準を維持している。また、前記のとおり、近年は法教育の趣旨を取り入れた広報活動も実施しており、一般市民、企業等を対象とした講演会、説明会については、実施回数が160回、参加人数は6,972人と、数多くの広報活動が実施できた。

以上のことから、検察活動の意義や役割を国民に正しく理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施するという目標を達成したと評価できる。

（達成手段の有効性、効率性等）

#### 【測定指標1、2、3関係】

達成手段③「各種犯罪への対応」において実施しているネットワークフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修（中級編）及びデジタルフォレンジック研修（上級編）により、サイバー犯罪に対処する職員に対し、コンピュータネットワーク、セキュリティシステム及びデジタルフォレンジックに関する知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠に関する収集、保全及び解析を適切に行うための実践的技術等を習得させることは、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査・公判能力の向上を図るという目標に有効に寄与したといえる。

また、被害者支援担当者の育成については、被害者支援担当者の中央研修を実施することで、職員の意識や対応能力の向上を図ることができ、検察における犯罪被害者の保護・支援に資することができたほか、全国均一的な能力向上及び統一的な情報の共有を図ることができた。また、同研修におけるフリーディスカッションでは、各庁における実情や問題点を議論することにより、各庁間の情報共有が一層図られたことから、目標に対し効果的かつ効率的に寄与したといえる。

さらに、国民に検察の機能や役割を理解してもらうための広報活動については、捜査等への協力や裁判員制度への理解を深める契機となり、検察権の適正な行使に一定の効果を上げていると考えられる。

（行政事業レビューの結果の活用状況）



本施策は、平成28年度行政事業レビューにおいて、「各経費について事業計画の見直しを行い、経費の削減を図るべきである。」との指摘を受けたところ、研修計画及び物品の購入計画について、廃止又は変更を行うことにより、本施策にかかる平成29年度予算概算要求額を前年度比約6,400万円削減し、効率的な施策の実施に努めている。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進していく。

【測定指標1】

サイバー犯罪は、技術の進歩が著しいコンピュータネットワークを介して行われ、年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある状況であるため、より効果的な捜査を実現するためにネットワークフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修（中級編）及びデジタルフォレンジック研修（上級編）の実施は大きな意義を有している。今後もサイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を目的として、アンケート結果を踏まえ、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き上記各研修を実施していく。

【測定指標2】

国の施策として行われる犯罪被害者支援策は、全国で均質である必要があり、また、被害者の心情等に配慮したきめ細やかな対応でなければならない。したがって、被害者支援担当者を対象とした中央研修については、アンケート結果を踏まえて、カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じながら、引き続き同研修を実施していく。

【測定指標3】

国民の安全な生活を守るための適正、迅速な検察活動を行うためには、検察の使命や検察活動の機能・役割に関する広報活動が重要であり、引き続き、国民から寄せられる意見・感想を反映し、広報活動の充実を図るほか、学校教育や市民教育等において、幅広い層の国民に対して、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を行うなど、多様な広報活動を実施していく。

学識経験を有する者の知見の活用

1 実施時期

令和元年7月9日

2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要

ア〔意見〕

地方の検察庁が複雑なサイバー犯罪に対処する必要がある場合、警察など他の機関と相談しながら、捜査を進めていくという体制として、どのようなことが考えられるのか。

〔反映内容〕

検察庁においては、平成29年度に東京DFセンター、令和元年度に大阪DFセンターを設置し、全国各地のサイバー犯罪に対する捜査について支援を行う体制を採っている。

なお、各都道府県警に協力を依頼することも、実務上行っているところである。

イ〔意見〕

サイバー犯罪の捜査等に関し、企業にコンピュータの復元などを依頼する場合、相当な費用がかかると思うが、費用的な手当はどのようにしているのか。

〔反映内容〕

サイバー犯罪の増加、複雑・巧妙化等の実態を踏まえ、必要となる経費につき、適

|  |  |
|--|--|
|  | <p>切な予算計上を行い対応している。</p> <p>ウ〔意見〕</p> <p>被害者支援担当者中央研修のアンケートでは、研修に対する批判的な意見も記載されている。そういった意見を今後どのように生かすかなども記載してもらいたい。</p> <p>〔反映内容〕</p> <p>被害者支援担当者中央研修のアンケート結果を踏まえ、次年度の研修内容を検討しているところである。アンケート結果を踏まえた研修の見直しなどを、事後評価実施結果報告書などに、どのように記載できるか、検討してまいりたい。</p> |
|--|--|

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | <p>○評価の過程で使用したアンケート調査等</p> <p>ネットワークフォレンジック研修、デジタルフォレンジック研修Ⅰ、デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）、デジタルフォレンジック研修（中級編）、デジタルフォレンジック研修（上級編）及び被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調査結果並びに全国の検察庁における広報活動の実施回数及び参加人数の集計データは、刑事局総務課において保管している。</p> |
|---------------------------|---|

|    |   |
|----|---|
| 備考 | <p>【行政事業レビュー点検結果の令和2年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>検察総合情報管理システムの運営について、電気料及び物品の購入計画において、執行実績を踏まえた見直しを行い、その結果を適切に反映して経費の削減を図った。</p> <p>また、各種犯罪への対応について、サーバ保守料にかかる分担金の見直しや、物品の調達計画の変更を行い、経費の削減を図った。</p> |
|----|---|

|       |             |          |        |
|-------|-------------|----------|--------|
| 担当部局名 | 刑事局総務課企画調査室 | 政策評価実施時期 | 令和元年8月 |
|-------|-------------|----------|--------|

\*1 「サイバー犯罪」

コンピュータウイルスによる攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪などを総称したもの。

\*2 「犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）」

（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

\*3 「第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月1日閣議決定）」

V－第2－3－（1）－オ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の向上に努める。

\*4 「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）

### Ⅲ-1-(2)-① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor (The Onion Router)<sup>\*11</sup>等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

#### \*5 「ネットワークフォレンジック研修」

コンピュータネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組みと、サイバー犯罪で利用される技術的手口を理解するとともに、ログ解析等の捜査手法の基礎知識を習得し、サイバー犯罪の捜査に不可欠な能力の養成を目的として、平成13年度から検事を対象に実施している。平成25年度まで「情報システム専門研修」の名称で実施していたところ、より研修内容に即した名称とするため、平成26年度より名称を「ネットワークフォレンジック研修」に変更した。

なお、ここでいう「ネットワークフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータネットワーク内を流れる通信データやログ等の証拠となる電磁的記録に対して収集・保全・解析を行い、法的に利用する技法や手法のことをいう。

#### \*6 「デジタルフォレンジック研修（中級編）」

パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解させるとともに、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成30年度から実施している。平成29年度まで実施していた「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」及び「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」を整理し、「デジタルフォレンジック研修（中級編）」及び「デジタルフォレンジック研修（上級編）」とした。

#### \*7 「デジタルフォレンジック研修（上級編）」

パソコン、スマートフォン等に対するデジタルフォレンジックについて高度な知識を理解させるとともに、電磁的記録に係る証拠の収集、保全及び解析を適切に行うための高度な技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成30年度から実施している。研修体系の整理については、\*6「デジタルフォレンジック（中級編）」のとおり。

#### \*8 「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより、捜査能力を向上させることを目的として、平成24年度から実施し、研修体系の整理に伴い、平成27年度から、名称を「デジタルフォレンジック研修Ⅰ」と変更し、対象を検察事務官として平成29年度まで実施した。

なお、ここでいう「デジタルフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い、法的に利用する技術や手法のことをいう。

#### \*9 「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」

対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成26年度から実施し、平成26年度は「スマートフォンフォレンジック研修」として実施したが、研修体系の整理に伴い、平成27年度から「デジタルフォレンジック研修Ⅱ（スマートフォン編）」と名称変更し、平成29年度まで実施した。

#### \*10 「被害者支援員」

全国の地方検察庁に配置され、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

#### \*11 「Tor (The Onion Router)」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは、無作為に選ばれた複数の中継ノード（通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと）を経由して宛先との通信を行うが、中継ノード上にログを残す機能がない、出口以外の通信路が暗号化される、一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により、発信者の特定は困難になっている。

# 平成30年度政策評価書要旨

(法務省30- (6))

|                              |   |           |           |           |            |           |
|------------------------------|---|-----------|-----------|-----------|------------|-----------|
| 施策名                          | 矯正施設 <sup>1</sup> の適正な保安警備及び処遇体制の整備<br>(政策体系上の位置付け：Ⅱ-6-(1)) (評価書93頁)  |           |           |           |            |           |
| 施策の概要                        | 矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。  |           |           |           |            |           |
| 達成すべき目標                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 矯正施設等における非常事態（暴動、逃走、天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態）発生時に警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力向上を図る。</li> <li>・ 刑事施設<sup>2</sup>の総合警備システム<sup>3</sup>を更新整備する。</li> </ul> |           |           |           |            |           |
| 施策の予算額・執行額等                  | 区分  | 28年度      | 29年度      | 30年度      | 令和元年度      |           |
|                              | 予算の状況<br>(千円)   | 当初予算(a)   | 6,180,263 | 6,374,053 | 6,440,989  | 6,526,085 |
|                              |   | 補正予算(b)   | 1,377,528 | 1,324,467 | 8,441,476  | —         |
|                              |   | 繰越し等(c)   | △254,680  | △784,674  | △7,099,351 | /         |
|                              |   | 合計(a+b+c) | 7,303,111 | 6,913,846 | 7,783,114  |           |
| 執行額(千円)                      | 7,098,398   | 6,806,598 | 7,644,429 |           |            |           |
| 執行額(千円)                      | 7,098,398   | 6,806,598 | 7,644,429 |           |            |           |
| 施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | <p>○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）<sup>4</sup></p> <p>○ 矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）<sup>5</sup>第13条等</p>   |           |           |           |            |           |

| 測定指標  | 平成30年度目標  | 達成   |      |      |      |
|---|---|------|------|------|------|
| 1 刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況   | 各刑事施設において実施している各種訓練（警備用具の使用訓練、防災器具の使用訓練等）、管区機動警備隊集合訓練等を通じて、保安警備に係る職員の職務執行力の向上を図る。 | 達成   |      |      |      |
| 施策の進捗状況（実績）   |   |      |      |      |      |
| 各矯正管区に所属する管区機動警備隊員（刑務官）については、各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上、同訓練においては、保安事故等が発生した場合に迅速かつ確な対応ができるよう、様々な訓練を取り入れるとともに、外部機関の専門家を講師に迎えるなどして、実践的かつ実務的な訓練を行った。 |   |      |      |      |      |
| 参考指標  | 実績値   |      |      |      |      |
|   | 26年度  | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |

|  |                        |                        |                        |                        |                        |
|--|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 1 管区機動警備隊集合訓練の参加者に対するアンケート（訓練を有意義とする回答）（％） | 97.4<br>(334/343<br>人) | 95.9<br>(329/343<br>人) | 98.3<br>(340/346<br>人) | 98.6<br>(348/353<br>人) | 96.9<br>(342/353<br>人) |
| 2 刑事施設における保安事故発生状況（逃走，自殺，火災，傷害等）（件）        | 17                     | 18                     | 23                     | 16                     | 13                     |
| 3 災害復旧その他救援活動派遣事案数（件）                      | 4                      | 3                      | 6                      | 5                      | 3                      |

| 測定指標                   | 平成30年度目標値 |      |      |      |      | 達成   |
|------------------------|-----------|------|------|------|------|------|
| 2 総合警備システムの更新整備施設数（施設） | 14施設      |      |      |      |      | 達成   |
|                        | 基準値       | 実績値  |      |      |      |      |
|                        | —         | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|                        | —         | 14   | 7    | 15   | 15   | 13   |

|      |  |
|------|--|
| 評価結果 | <p>（各行政機関共通区分） 目標達成</p> <p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>（判断根拠）測定指標1については、集合訓練に参加した隊員の各設間に対する回答の96.9パーセントが「有意義」との内容であり、また、保安事故発生件数も、過去5年で最多である平成28年度の23件と比較すると、13件と減少している。加えて、逃走事案発生時や災害による矯正施設の保安機能低下時においては、迅速な職員派遣が実施されるなど、刑事施設職員の職務執行力の向上が図られていると見ることができる。他方、測定指標2についても、目標値と同数の施設について更新整備ができたことから、「目標達成」と判断した。</p>  |
|      | <p>施策の分析</p>   |
|      | <p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標1】</p> <p>札幌から福岡までの全国8管区（全国の刑事施設に勤務する管区機動警備隊員計353人）において、平成30年9月から同年12月までの間、それぞれ5日間の日程で、大規模震災等の非常事態の発生、被收容者による逃走、暴動・騒じょう、施設襲撃等を想定し、非常動員赴援訓練、総合防災訓練、拳銃、警備用具の使用訓練、特別警備活動訓練、消防訓練、救急法、警備研究討議等の様々な訓練を行った。</p> <p>一部の訓練においては、専門分野の指導者（消防士等）を招へいするなどして、防災訓練等の実践的かつ実務的な訓練を実施するなどし、同訓練の結果、平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震の際には、飲食物の提供や風呂の提供等の救援活動を積極的かつ円滑に行うことができたほか、平成30年7月の西日本豪雨時には、避難住民の受入れ及び対応を他管区職員の赴援を受けずに適切に対応するなど、対外的な側面においても生かされている。</p> <p>（達成手段の有効性・効率性等）</p> |

【測定指標 1, 2 関係】

達成手段①「矯正施設の保安及び処遇体制の整備」において実施している管区機動警備隊集合訓練については、非常事態等場面における対応等のほか、刑事施設での通常の勤務場面においても使用する警備用具等の使用方法を実践的に指導するなどしている。このため、同訓練終了後、現場施設で勤務する際、同訓練で習得したことを実践の場面で発揮することができるとともに、同訓練に参加できなかった刑事施設職員にも伝達研修などを行い、共有を図っている。これらのことから、非常事態に迅速かつ適切に対処するため、刑事施設職員の能力の向上を図るという目標に対し、有効かつ効率的に寄与したといえる。

また、同達成手段において実施している刑事施設の総合警備システムの更新整備については、監視カメラの性能向上や必要箇所の見直しを行った結果、夜間の視認性が高くなり、戒護区域内における死角面積を減少させるという効果が得られた。これにより、外部侵入者の早期発見、被収容者の不適正行為の早期摘発を行うことが可能となり、保安事故の早期発見及び事態収束に寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

矯正施設の適正な管理運営を維持するため、現在の目標を維持し、引き続き、保安警備体制の向上を図っていく。

【測定指標 1, 2】

刑事施設は、被収容者の収容を確保するとともに、施設の規律及び秩序を維持して適切な処遇環境を維持しつつ、被収容者の状況に応じた適切な処遇を実施し、法的地位ごとの収容目的を達成することを目的としており、国の治安を支え、平穏な国民生活を確保する最後の砦としての責務を担っている。したがって、仮に保安事故が発生したとしても、速やかに平時の状態に回復することが刑務官に求められている。

一たび、刑事施設において重大な保安事故が発生すれば、国民生活に与える影響も甚大であることから、機械警備による保安警備体制の維持向上に努めるとともに、刑務官の職務執行力の向上を図るための充実した管区機動警備隊集合訓練を継続し、あらゆる危機場면을想定して、物的人的の両面から刑事施設における保安警備体制の構築を図ることは意義があるといえる。

|                 |   |
|-----------------|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | 1 実施時期<br>令和元年7月9日<br>2 実施方法<br>会議<br>3 意見及び反映内容の概要<br>なし |
|-----------------|---|

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 管区機動警備隊訓練に対する隊員のアンケートに関する調査結果は、矯正局成人矯正課において保管している。 |
|---------------------------|--|

|    |  |
|----|--|
| 備考 | 【行政事業レビュー点検結果の令和2年度予算概算要求への反映内容】<br>引き続き、所要の経費の要求を行った。 |
|----|--|

|       |               |          |        |
|-------|---------------|----------|--------|
| 担当部局名 | 矯正局成人矯正課警備対策室 | 政策評価実施時期 | 令和元年8月 |
|-------|---------------|----------|--------|

---

\*1 「矯正施設」

刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所及び婦人補導員の総称

\*2 「刑事施設」

刑務所，少年刑務所及び拘置所の総称

\*3 「総合警備システム」

警備用機器のうち，外塀，工場，廊下，居室，保護室の監視用カメラについて，操作卓モニターにて集中監視を行い，24時間自動録画を行うとともに，同操作卓周辺に，無線基地局を始め，非常通報装置及び侵入防止センサーの警報・表示装置を設置し，異常事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム

\*4 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」

第1条 この法律は，刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに，被収容者，被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ，これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

\*5 「矯正施設警備救援規程（平成14年3月25日法務大臣訓令）」

第13条 管区機動警備隊は，（中略）非常事態が発生した矯正施設に派遣された場合には，当該矯正施設の警備応援その他警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事するものとする。



# 平成30年度政策評価書要旨

(法務省30- (7))

|                             |   |           |           |           |           |           |
|-----------------------------|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 施策名                         | 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等<br>(政策体系上の位置付け：Ⅱ-8-(1)) (評価書97頁)   |           |           |           |           |           |
| 施策の概要                       | 公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。  |           |           |           |           |           |
| 達成すべき目標                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・オウム真理教（以下「教団」という。）に対する観察処分<sup>*1</sup>を適正かつ厳格に実施することにより、教団の活動状況<sup>*2</sup>を明らかにし、その危険性の増大を抑止していくとともに地域住民の不安感を解消する。</li> <li>・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要政策の推進に貢献する。</li> </ul>   |           |           |           |           |           |
| 施策の予算額・執行額等                 | 区分  | 28年度      | 29年度      | 30年度      | 令和元年度     |           |
|                             | 予算の<br>(千円)   | 当初予算(a)   | 2,076,942 | 2,357,242 | 2,056,954 | 2,123,072 |
|                             |   | 補正予算(b)   | 368,258   | 596,675   | 341,678   | —         |
|                             |   | 繰越し等(c)   | △3,294    | △539,999  | 346,883   |           |
|                             |   | 合計(a+b+c) | 2,441,906 | 2,413,918 | 2,745,515 |           |
| 執行額(千円)                     | 2,433,938   | 2,406,291 | 2,692,469 |           |           |           |
| 施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説のうち主なもの） | <ul style="list-style-type: none"> <li>○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条<sup>*3</sup></li> <li>○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条<sup>*4</sup></li> <li>○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。）第5条、第7条、第29条<sup>*5</sup></li> <li>○国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）第6条<sup>*6</sup></li> <li>○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）<sup>*7</sup></li> <li>○カウンターインテリジェンス<sup>*8</sup>機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）<sup>*9</sup></li> <li>○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）<sup>*10</sup></li> <li>○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）<sup>*11</sup></li> <li>○邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）<sup>*12</sup></li> <li>○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）<sup>*13</sup></li> <li>○パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）<sup>*14</sup></li> <li>○経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）<sup>*15</sup></li> <li>○サイバーセキュリティ2018（平成30年7月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定）<sup>*16</sup></li> <li>○第198回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成31年1月28日）<sup>*17</sup></li> <li>○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ</li> </ul> |           |           |           |           |           |

基本戦略（Ver.1）（平成29年3月21日セキュリティ幹事会）<sup>\*18</sup>

○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱（平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）<sup>\*19</sup>

| 測定指標                                    | 平成30年度目標   |      |      |      |      | 達成    |
|---|--|------|------|------|------|-------|
| 1 教団の活動状況及び危険性の解明                       | 教団施設等に対する立入検査の実施回数，施設数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により判明した事項から，教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力，危険な綱領の保持等）を解明する。 |      |      |      |      | 達成    |
| 施策の進捗状況（実績）                             |  |      |      |      |      |       |
| 観察処分の適正かつ厳格な実施により，教団の活動状況及び危険性について解明した。 |  |      |      |      |      |       |
| 参考指標                                    | 実績値  |      |      |      |      |       |
| 立入検査の実施回数等                              |  | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度  |
|   | 実施回数（回）  | 21   | 25   | 27   | 29   | 29    |
|   | 施設数  | 56   | 33   | 27   | 30   | 71    |
|   | 動員数（人）   | 808  | 555  | 523  | 572  | 1,050 |

| 測定指標                      | 平成30年度目標値   |      |      |      |      |      | 達成   |
|---------------------------|-------------|------|------|------|------|------|------|
| 2 地域住民との意見交換会の実施回数        | 46.8回以上実施   |      |      |      |      |      | 達成   |
|                           | 基準値         | 実績値  |      |      |      |      |      |
|                           | ○年度         | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |      |
| 過去5年間における地域住民との意見交換会の実施状況 | 実施回数        | —    | 45   | 46   | 41   | 51   | 53   |
|                           | 過去5年の平均実施回数 | —    | 44   | 45   | 45   | 46.8 | 47.2 |

| 測定指標                 | 平成30年度目標             | 達成 |
|----------------------|----------------------|----|
| 3 破壊的団体等に関する情報収集及び分析 | 職員の情報収集及び分析・評価能力を向上さ | 達成 |

| ・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施 | せ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。 |           |           |           |           |           |
|--------------------------------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 施策の進捗状況（実績）                    |  |           |           |           |           |           |
| 収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。     |  |           |           |           |           |           |
| 参考指標                           | 実績値  |           |           |           |           |           |
|                                | 26年度   | 27年度      | 28年度      | 29年度      | 30年度      |           |
| ホームページのアクセス件数                  | フロントページへのアクセス件数  | 402,213   | 346,365   | 408,252   | 541,809   | 634,675   |
|                                | ウェブリンク等によるサブページへのアクセス件数を含めた総件数                         | 2,873,829 | 2,716,924 | 2,889,929 | 4,789,488 | 5,731,614 |

|      |  |   |
|------|--|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果   | <p>（各行政機関共通区分）目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）指標 1, 2, 3 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>全ての測定指標で目標を達成したことから、施策は「目標達成」と判断した。</p> |
|      | 施策の分析  |   |
|      | <p>（測定指標の目標達成度の補足）</p> <p>【測定指標 1】</p> <p>平成30年度は、団体規制法に基づき、教団に対する観察処分の実施として、教団施設に対する立入検査を合計29回、延べ71施設、公安調査官延べ1,050人を動員して行った。また、教団から4回にわたり報告を徴取し、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な綱領の保持等）を明らかにした。</p> <p>以上のことから、立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証したことで、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したと言え、教団の活動状況及び危険性の解明という目標を達成したと評価できる。</p> <p>【測定指標 2】</p> <p>平成30年度は、地域住民との意見交換会の実施回数が53回となり、目標とした46.8回以上を達成することができた。</p> <p>以上のことから、地域住民との意見交換会の実施によって、地域住民から教団に関する情報提供を受けることで、教団の活動状況を明らかにし、教団に対する観察処分の適正かつ厳格な実施に資するとともに、当庁から教団の現状や立入検査の実施状況等を説明し、相互に意見交換を行うことによ</p> |   |

て、地域住民を始めとした国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資したと評価できる。

【測定指標 3】

平成30年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢及び我が国領土や海洋権益をめぐる動向等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」<sup>\*20</sup>、「内外情勢の回顧と展望」<sup>\*21</sup>のほか、「国際テロリズム要覧」(Web版)<sup>\*22</sup>、「世界のテロ等発生状況」<sup>\*23</sup>等を掲載することでホームページの内容を充実させている。

以上のことから、その時々々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したといえ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び重要政策の推進に貢献するという目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標 1, 2 関係】

達成手段②「オウム真理教に対する観察処分の実施」において実施している教団施設に対する立入検査等は、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施することにより、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していくという目標に対して有効に寄与したと言える。特に、7月に麻原ら13人に対する死刑が執行された際、全国延べ42施設に対し、公安調査官延べ549人を動員して一斉に実施した立入検査は、死刑後の教団の危険性をうかがわせる兆候の有無等の迅速な把握に有効であった。また、地域住民との意見交換会を繰り返し行ったことは、国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に有効であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段②に係る予算の執行に当たり、立入検査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するほか、一括調達等を推進するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

【測定指標 3 関係】

達成手段①「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」において実施している調査の過程で得られた情報を適時適切に関係機関及び国民等に提供したことは、目標を達成するために有効かつ適切な取組であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段①に係る予算の執行に当たり、破壊的団体等の規制に関する調査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

公共の安全の確保に寄与するよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。

【測定指標 1, 2】

教団は、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を死刑執行後の現在もお崇拝し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を引き続き明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。

教団施設が存在する地域の住民等は、依然として教団に対する恐怖感・不安感を抱いており、今後も教団の危険性に対する理解促進を図り、その恐怖感・不安感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、地域住民との意見交換会について、過去5年の平均実施回数を上回るよう開催していく。

【測定指標 3】

国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集

・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供することにより、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要政策の推進に貢献するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進める。

|                 |   |
|-----------------|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | 1 実施時期<br>令和元年7月9日<br>2 実施方法<br>会議<br>3 意見及び反映内容の概要<br>なし |
|-----------------|---|

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 |  |
|---------------------------|--|

|    |   |
|----|---|
| 備考 | <p>【行政事業レビュー点検結果の令和2年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施について、光熱水料の執行実績額を反映させたほか、調査用器材の数量及び旅費実施計画等の見直しを行い、その結果を適切に予算に反映した。</p> <p>また、オウム真理教に対する観察処分の実施について、調査用器材の数量等の見直しを行い、その結果を適切に予算に反映した。</p> |
|----|---|

|       |             |          |        |
|-------|-------------|----------|--------|
| 担当部局名 | 公安調査庁総務部総務課 | 政策評価実施時期 | 令和元年8月 |
|-------|-------------|----------|--------|

\*1 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取，団体規制法第5条第2項、第3項及び第5項）、②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査，団体規制法第7条第1項）、③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査，団体規制法第7条第2項）。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（団体規制法第32条）。

\*2 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望」（[http://www.moj.go.jp/psia/kouan\\_kaiko\\_index.html](http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html)）を参照

\*3 「公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）」

（任務）

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

\*4 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）」

（公安調査官の調査権）

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

\*5 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）」

（観察処分）

第5条 \*2参照

（観察処分の実施）

第7条 \*2参照

（公安調査官の調査権）

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条（規制の基準）に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

\*6 「国家安全保障会議設置法（昭和61年法律第71号）」

（資料提供等）

第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

\*7 「テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

第3-6-⑩ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、関係省庁（公安調査庁を含む）は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに、当該情報の活用に努める。

\*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

\*9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）」

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。

\*10 「官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）」

2-（2）-① 対外的情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であつて、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

2-（2）-② その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）

\*11 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

Ⅲ-1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。この

ため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) -⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化
- (1) -⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化
- (2) -② 日本版NCF TA<sup>\*24</sup>の創設

### Ⅲ-2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) -② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進
- (2) -① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化
- (3) -① 空港・港湾における水際危機管理の強化
- (3) -④ 海上警備・沿岸警備の強化
- (5) -① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化
- (5) -② 在外公館における警察アタッシュ<sup>\*25</sup>、防衛駐在官等の体制強化
- (5) -③ テロに関する情報収集・分析機能の強化
- (5) -⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化
- (5) -⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法行為の取締り
- (6) -① 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進
- (6) -③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備
- (7) -① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化
- (8) -① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進
- (8) -② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化

### Ⅲ-7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「世界一安全な日本」創造戦略」に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善等、多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) -② 治安関係機関（公安調査官を含む）の増員等の人的基盤の強化
- (1) -③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備
- (1) -⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進
- (1) -⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営
- (1) -⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保

\*12 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について（平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおける銃撃テロ事件及びパリの新聞社襲撃事件のように、テロ情勢は非常に厳しい状況にあり、今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となったといっても過言ではない。特に、シリアにおける邦人殺害テロ事件が各国のメディアでも多く取り上げられ、国際的に非常に注目を集めたこと等を踏まえれば、ISIL等のイスラム過激派やインターネット等を通じた過激化によりISIL等のイスラム過激派に共鳴する個人・グループ等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっていることを再認識する必要がある。

政府においては、テロに決して屈することなく、テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え、国内外における邦人の安全確保に向け、各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに、特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 海外における邦人の安全の確保

- 3 水際対策の強化
- 4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 5 官民一体となったテロ対策の推進
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

\*13 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）」

3 大会の円滑な準備及び運営

①セキュリティの万全と安心安全の確保

テロ対策については、テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっており、また、大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想されることからテロの発生が懸念されるところ、政府の各種決定を確実に推進し、情報収集・分析、水際対策、周辺会場・上空を含む競技会場等の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

\*14 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について（平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

近年、シリア、チュニジア等において、邦人がテロの犠牲となる事案等が発生し、I S I Lが日本をテロの標的として名指ししている中、本年11月、フランス・パリにおける連続テロ事案が発生するなど、現下のテロ情勢は非常に厳しい状況にあり、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっている。

また、我が国では、（中略）、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることも踏まえ、テロ対策を一層強化する必要がある。

政府は、本年1月及び2月に発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件等を受けて決定した「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」（平成27年5月29日付け国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）に掲げられた各種テロ対策に取り組んできているところであるが、現下の非常に厳しいテロ情勢を踏まえ、特に以下の各種対策について強化・加速化していくとともに、国際テロ対策の強化に係る継続的な検討体制を構築し、テロ対策に万全を期することとする。

I 各種テロ対策の強化・加速化

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 水際対策の強化
- 3 重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 4 官民一体となったテロ対策の推進
- 5 海外における邦人の安全の確保
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進

II 国際テロ対策強化に係る継続的な検討

\*15 「経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）」

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

5. 重要課題への取組

(4) 分野別の対応

⑤ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた取組

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019は、日本全体の祭典であり、レガシーの創出と、我が国が持つ力を世界に発信する最高の機会である。その開催に向け、治安対策やサイバーセキュリティ対策に万全を期すとともに、円滑な輸送体制の構築や暑さ対策など大会の円滑な準備を着実に進める。

7. 安全で安心な暮らしの実現

(1) 外交・安全保障の強化

① 外交

在外邦人・在外公館等の安全対策の強化、在外邦人の安全確保のための国際テロに係る情報収集・分析機能の強化、国際機関邦人職員の増強、戦略的対外発信の更なる強化、草の根レベルからの日米関係強化の取組、「JICA開発大学院連携」も活用した親日派・知日派の育成、中南米等の日



系社会との連携強化等に積極的に取り組む。国際機関とODAを適正・効率的かつ戦略的に活用し、ODAを通じた開発協力を強化する。また、これらの取組の基盤となる、人的体制や在外公館の整備、効率的・機動的な外交を目指す取組の強化を含め、外交実施体制の整備を推進する。

#### (4) 暮らしの安全・安心

##### ① 治安・司法

治安や(略)、司法分野の人的・物的基盤や国際的ネットワークを強化するとともに、国内外の法的紛争の未然防止に向けた予防司法機能を充実させる。

##### ② 危機管理

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催などを控え、テロの発生を未然に防止し、サイバーセキュリティ対策に万全を期す。このため、先端技術の利活用等を含めたテロ関連情報の収集・集約・分析等の体制・能力を強化するとともに、国際社会や産学と連携しながら、水際対策・入国管理や警戒・警備を強化する。鉄道におけるテロ対策の強化について、関係府省庁が連携し、新幹線を含め対応を図る。

あわせて、感染症対策について、国内対策を推進するとともに、国際枠組みや研究・検査・治療体制、薬剤耐性対策等を強化する。また、G20サミットについて、警備等を円滑に実施するための体制を構築する。

\*16 「サイバーセキュリティ2018(平成30年7月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定)

#### 2.5

##### (2) 未来につながる成果の継承

(イ) 警察庁及び都道府県警察において、2020年東京大会その他の大規模国際イベントを見据えたサイバー攻撃対策を推進するとともに、態勢の運用を通じて得た情報収集・分析、管理者対策、事案対処等に関する教訓やノウハウの効果的活用を図る。また、法務省において、人的情報収集・分析を行い、対応を推進する。

#### 3.2. 我が国の防御力・抑止力・状況把握力の強化

##### (1) 国家の強靱性の確保

(コ) 警察庁及び法務省において、サイバー空間におけるテロ組織等の動向把握及びサイバー攻撃への対策を強化するため、サイバー空間における攻撃の予兆等の早期把握を可能とする態勢を拡充し、人的情報やオープンソースの情報を幅広く収集する等により、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を強化するとともに、サイバー空間を悪用したテロ組織の活動への対策について、国際社会との連携を図る。

##### (3) サイバー空間の状況把握の強化

(イ) 警察庁及び法務省において、サイバーインテリジェンス対策に資する取組を実施する。

(ク) 法務省において、人的情報収集・分析を強化するための高度な専門性を有する人材の確保・育成を図る方策を検討する。

(サ) 警察庁及び法務省において、サイバー攻撃対策を推進するため、諸外国関係機関との情報交換等国際的な連携を通じて、サイバー攻撃に関する情報収集・分析を継続的に実施する。

\*17 「第198回国会における内閣総理大臣施政方針演説(平成31年1月28日)」

##### (観光立国)

世界一安全・安心な国を実現するため、テロ対策などの一層の強化に取り組めます。

##### (地球儀俯瞰(ふかん)外交の総仕上げ)

北朝鮮の核、ミサイル、そして最も重要な拉致問題の解決に向けて、相互不信の殻を破り、次は私自身が金正恩委員長と直接向き合い、あらゆるチャンスを逃すことなく、果敢に行動いたします。北朝鮮との不幸な過去を清算し、国交正常化を目指します。そのために、米国や韓国をはじめ国際社会と緊密に連携してまいります。

\*18 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略(Ver.1)(平成29年3月21日セキュリティ幹事会)」

#### 2 基本的な考え方

(2) 我が国における、テロ等の未然防止対策を徹底するとともに、サイバー攻撃によるものを含め

て緊急事態が発生した際の備えにも遺漏なきを期す。

#### 4 情報収集・分析の強化

国内外及びサイバー空間における情報収集・分析、関係機関間の情報共有及び外国治安・情報機関との情報交換を推進するとともに、セキュリティ対策に資する情報の提供を幅広く受けられるよう国民、民間事業者等の協力の促進を図り、大会の安全・円滑な準備及び運営並びに継続性の確保に必要な情報の収集・分析を強化する。

さらに、「セキュリティ情報センター」において、国の関係機関の協力を得て、大会の安全に関する情報を集約し、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析・評価を行い、関係機関等に対し必要な情報を随時提供する。

#### 5 主な対策

##### (4) 水際対策の強化

我が国への人や物の流れの大幅な増加が予想される大会前及び大会期間中におけるテロリスト等の入国、テロ関連物資の国内流入を阻止するため、水際関係機関間の情報共有や連携を強化するとともに、水際対策に資する事前情報の収集や分析の高度化を推進し、情報に基づく迅速・確実な手配を行うほか、国際空港における入国審査・税関検査の厳格化及び警戒監視の強化のために必要な人的・物的体制の整備を推進する。

#### \*19 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等を見据えたテロ対策推進要綱（平成29年12月11日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）」

##### 1 情報収集・集約・分析等の強化

###### (1) イスラム過激派等に関する情報収集・集約・分析等の強化

###### イ 「国際テロ対策等情報共有センター」（仮称）の活用

テロ容疑事案等に関する情報の共有・分析を強化するため、平成30年夏から「国際テロ情報集約室」に設置する「国際テロ対策等情報共有センター」（仮称）を活用する。同センターでは、11省庁（内閣官房、警察庁、金融庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁及び防衛省）の職員が一堂に勤務し、これら省庁が保有するデータベース等や知見を有効に活用、テロ容疑事案等に関する端緒情報について迅速に共有するとともに、各省庁が保有する関連情報と照合するなどの分析を行い、当該テロ容疑事案等の詳細についての解明に努める。分析の結果判明した事項については、テロの未然防止対策の実施等に資するよう、官邸及び関係省庁に迅速に提供する。

###### ウ 関係国機関との連携強化等

関係省庁においては、情報の収集・分析に必要な体制の整備を図るとともに、各国治安・情報機関や関係国際機関との連携、交流及び情報交換の体制を強化する。また、我が国安全保障上の重要地域における防衛駐在官による情報収集、国際テロリズム緊急展開班（TRT-2）の対処能力向上を通じた即応態勢の強化等により、国外における国際テロ情報の収集・分析等を推進する。防衛省においては、商用光学衛星等による情報収集に必要な機能及び体制を強化するとともに、関係省庁への必要な情報の提供に取り組む。

さらに、国内においては、ISIL関係者と連絡を取っていると称する者やインターネット上でISIL支持を表明する者、テロの標的となり得る施設に係る不穏動向等に関する情報収集・分析を強化する。

###### (2) サイバー空間上の関連情報収集・分析に必要な体制等の充実

サイバー空間上におけるテロ組織等による過激思想の伝播、構成員の勧誘、テロの準備に関する相互連絡、爆発物の製造方法等のテロの実行に資する情報発信、資金調達等の動向把握に向け、関係省庁は、テロ組織関連のウェブサイトやソーシャルネットワークサービス等のサイバー空間上の関連情報の収集・分析に必要な体制の整備及び装備資機材の充実を図るとともに、引き続き、「インターネット・オシントセンター」等における情報の収集・分析に取り組む。

###### (4) 「セキュリティ情報センター」による取組の推進

関係省庁は、各国治安・情報機関等との連携を強化するなどして、大会の安全に関する情報を積極的に収集し、警察庁に設置された「セキュリティ情報センター」に対し、適時に提供する。

「セキュリティ情報センター」は、集約した情報に基づき、大会の安全に対する脅威及びリスクの分析及び評価を行い、その結果について、内容に応じ関係省庁等に随時提供する。

\*20 「最近の内外情勢」

公安調査庁ホームページ ([http://www.moj.go.jp/psia/kouan\\_naigai\\_index.html](http://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html)) を参照。

\*21 「内外情勢の回顧と展望」

公安調査庁ホームページ ([http://www.moj.go.jp/psia/kouan\\_kaiko\\_index.html](http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html)) を参照。

\*22 「国際テロリズム要覧」(Web版)

公安調査庁ホームページ (<http://www.moj.go.jp/psia/ITH/index.html>) を参照。

\*23 「世界のテロ等発生状況」

公安調査庁ホームページ (<http://www.moj.go.jp/psia/terrorism/index.html>) を参照。

\*24 「N C F T A」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。F B I，民間企業，学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析，海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

\*25 「アタッシェ」

各府省等から派遣され，在外公館に勤務する職員

# 平成30年度政策評価書要旨

(法務省30- (8))

|                                |   |           |           |           |           |           |
|--------------------------------|---|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 施策名                            | 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理<br>(政策体系上の位置付け：Ⅲ-10-(2)) (評価書111頁)   |           |           |           |           |           |
| 施策の概要                          | 我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。  |           |           |           |           |           |
| 達成すべき目標                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国籍事務<sup>*1</sup>を適正かつ厳格に処理する。</li> <li>・法定受託事務<sup>*2</sup>である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。</li> <li>・供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図るため、オンラインによる供託手続を推進する。</li> </ul> |           |           |           |           |           |
| 施策の予算額・執行額等                    | 区分  | 28年度      | 29年度      | 30年度      | 令和元年度     |           |
|                                | 予算の状況<br>(千円)   | 当初予算(a)   | 1,921,948 | 2,203,085 | 2,968,253 | 4,889,594 |
|                                |   | 補正予算(b)   | 0         | 0         | △144,290  | 0         |
|                                |   | 繰越し等(c)   | 0         | 0         | 0         |           |
|                                |   | 合計(a+b+c) | 1,921,948 | 2,203,085 | 2,823,963 |           |
| 執行額(千円)                        | 1,840,414   | 2,181,249 | 2,639,649 |           |           |           |
| 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | ○デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定)<br>3. 2 横断的サービス改革 2)手続オンライン化の徹底 <sup>*3</sup>   |           |           |           |           |           |

| 測定指標   | 平成30年度目標値  | 達成 |
|--|--|----|
| 1 帰化許可申請及び国籍取得届の適正・厳格な処理   | 帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。 | 達成 |
| 施策の進捗状況(実績)  |  |    |
| <p>帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法<sup>*4</sup>及び国籍法施行規則<sup>*5</sup>の趣旨にのっとった適正な審査を継続して行った。</p> <p>なお、帰化許可者数及び帰化不許可者数の総数が帰化許可申請者数と一致しないのは、取り下げられた申請があるほか、申請された年において、許可・不許可の決定がされるとは限らないためである。</p> |  |    |
| 参考指標   | 実績値  |    |
|  |  |    |

|                                 | 26年    | 27年    | 28年    | 29年    | 30年   |
|---------------------------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 1 帰化許可申請数(人)                    | 11,337 | 12,442 | 11,477 | 11,063 | 9,942 |
| 2 帰化許可者数(人)                     | 9,277  | 9,469  | 9,554  | 10,315 | 9,074 |
| 3 帰化不許可者数(人)                    | 509    | 603    | 607    | 625    | 670   |
| 4 改正国籍法施行(平成21年1月1日)後の国籍取得者数(人) | 1,131  | 1,089  | 1,033  | 966    | 958   |

| 測定指標                                      | 平成30年度目標値   | 達成 |
|---|---|----|
| 2 市区町村からの受理又は不受理の照会等 <sup>6</sup> への適正な対応 | 市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。 | 達成 |

施策の進捗状況(実績)

市区町村からの受理又は不受理の照会は1,895件であり、適切に対応した。  
また、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を行った。

| 参考指標                                     | 実績値   |       |       |       |       |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|
|  | 26年度  | 27年度  | 28年度  | 29年度  | 30年度  |
| 1 市区町村からの受理又は不受理の照会件数(件)                 | 2,327 | 2,021 | 2,133 | 1,956 | 1,895 |
| 2 市区町村戸籍事務従事職員研修 <sup>7</sup> の延べ実施日数(日) | 588   | 605   | 598   | 562   | 569   |
| 3 市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数(人)               | 9,959 | 9,643 | 9,558 | 9,524 | 9,263 |
| 4 現地指導実施回数 <sup>8</sup> (回)              | 1,840 | 1,796 | 1,755 | 1,715 | 1,700 |
| 5 現地指導実施率 <sup>9</sup> (%)               | 97    | 95    | 93    | 90    | 90    |

| 測定指標               | 平成30年度目標値 | 達成 |
|--------------------|-----------|----|
| 3 供託手続のオンライン利用率の向上 | 対29年度増    | 達成 |

|                               | 基準値    | 実績値    |        |        |         |      |
|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|---------|------|
|                               | 29年度   | 26年度   | 27年度   | 28年度   | 29年度    | 30年度 |
| 大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン利用率(%)  | 18.0   | 17.3   | 17.7   | 18.1   | 18.0    | 18.3 |
| 参考指標                          | 実績値    |        |        |        |         |      |
|                               | 26年度   | 27年度   | 28年度   | 29年度   | 30年度    |      |
| 1 大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン件数(件) | 89,805 | 91,343 | 87,776 | 84,043 | 107,312 |      |

|      |  |  |
|------|--|--|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果   | (各行政機関共通区分) 目標達成<br>-----<br>(判断根拠)<br>測定指標1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。<br>測定指標については、全て目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。 |
|      | 施策の分析  |  |
|      | (測定指標の目標達成度の補足)<br>【測定指標1】<br>平成30年の帰化許可者数は、9,000件を超える多数に上り、その内容は複雑・多様化している。また、帰化不許可者数についても、過去最高となっている。このように、平成30年における帰化許可・不許可者数は、依然として高水準であったが、仮装婚姻や不法就労等、国籍法で規定する帰化条件を備えていない疑いのある帰化許可申請については、関係機関との相互協力を緊密に行うなど調査を尽くした上で、適正かつ厳格に許可・不許可の判断を行った。また、国籍取得届についても、虚偽の認知届出による日本国籍の不正取得防止を目的として改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨の通り、慎重な審査を行った。<br>さらに、適正・厳格な処理に資するため、戸籍・国籍課長会同及び国籍事務担当者打合せ会を開催し、国籍事務に係る問題点等について協議するとともに、本省及び法務局・地方法務局における研修並びに外国法令等事務処理に必要な情報共有を行い、調査担当職員の能力向上を図った。<br>以上から、目標を達成することができたといえる。<br><br>【測定指標2】<br>市町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数(以下「受理照会件数」という。)は、平成30年度は1,895件であり、前年度と比較すると61件減少した。このうち、涉外事件 <sup>10</sup> に係るものは、902件(前年度は929件)である。<br>平成30年度の法務局・地方法務局における受理照会件数は、前年度から減少しているものの、複雑・困難な涉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加していることが挙げられる。 |  |

市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修については、平成30年度における延べ実施日数が569日であり、前年度と比較すると、7日増加したところ、延べ受講者数は9,263人と前年度より261人減少しているが、市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示及び助言をより実効性のあるものにするため、法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場に赴き、適正な処理について直接指導を行った現地指導の実施率は、全市区町村の9割以上と高い数値となっていることから、市区町村の戸籍事務従事職員に対し職務の遂行に必要な知識及び技能の習得を図ったといえる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標1・2関係】

達成手段①「国籍・戸籍事務等の運営」において実施している国籍法に基づく事務については、近年の、在日韓国・朝鮮人の世代交代に伴う帰化に対する意識の変化や、我が国の国際化に伴う中国、東南アジア諸国及び中南米を中心とした訪日外国人の増加等を背景に、複雑・多様化している。これに伴い、仮装婚姻、不法就労等、国籍法で規定する条件を備えていない疑いのある帰化許可申請や、虚偽の認知届による不正な日本国籍取得の疑いがある国籍取得届等、慎重な調査を要する申請等の件数が増加しており、これらの申請等について、適正かつ厳格な処理を行うには、実際に帰化許可申請及び国籍取得届の調査を担当する職員に、必要な知識を習得させ、能力の向上を図ることが必要不可欠である。したがって、これらの調査担当職員を対象とした会同、事務担当者打合せ会、研修の実施等の情報共有に係る取組は、調査担当職員の能力向上に極めて有用であり、国籍事務の適正・厳格な処理に寄与しているといえる。

同達成手段において実施している戸籍法に基づく事務については、近年、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには、実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。以上のことから、受理照会、研修、現地指導等の取組は、戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものとする。

【測定指標3関係】

達成手段②「供託事務の運営」において実施している①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正（平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行）及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムの法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替えは、システム処理の性能を向上させるとともに、供託申請者等における利便性の向上につながっている。また、供託書正本作成時のスキャナ読み取りが不要であるオンラインによる供託の推進により、スキャナ読み取り誤りを防ぐことができるなど、供託所職員の業務処理の適正化に資することにもつながっており、当該達成手段は、有効な手段であったと評価することができる。

(行政事業レビューの結果の活用状況)

本施策は、平成30年度行政事業レビューにおいて、「システム機器については、再リース等による機器の効率的な利用を検討し、経費の削減を図るべきである。」などの指摘を受けたところ、システム機器等の借料について、再リースを行うこと等により、約30百万円を節減した。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、現在の目標を維持しながら、引き続き国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。

【測定指標 1】

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、日本国籍の有無は、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付を受ける等の法的地位に密接に関連する極めて重要なものである。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係の変動という重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行に伴う虚偽の認知届による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密にして、適正・厳格に国籍事務を処理する必要がある。よって、今後も引き続き、帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行っていく。

【測定指標 2】

戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく。

【測定指標 3】

供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができるとともに、オンライン申請の場合は、書面申請とは異なり、供託書のスキャナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の適正化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく。

|                 |   |
|-----------------|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | 1 実施時期<br>令和元年7月9日<br>2 実施方法<br>会議<br>3 意見及び反映内容の概要<br>なし |
|-----------------|---|

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 |  |
|---------------------------|--|

|    |  |
|----|--|
| 備考 | 【行政事業レビュー点検結果の令和2年度予算概算要求への反映内容】<br>引き続き、所要の経費の要求を行った。 |
|----|--|

|       |              |          |        |
|-------|--------------|----------|--------|
| 担当部局名 | 民事局民事第一課、商事課 | 政策評価実施時期 | 令和元年8月 |
|-------|--------------|----------|--------|



---

\*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務、届出による日本国籍取得に関する事務、日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務、重国籍者の国籍選択に関する事務、国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務をいう。

\*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。）をいう。戸籍に関する事務については、戸籍法（昭和22年法律第224号）第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

\*3 デジタル・ガバメント実行計画（平成30年1月16日eガバメント閣僚会議決定）

3. 2 横断的サービス改革

2) 手続オンライン化の徹底

ア. 行政サービスの利便性向上

業務改革（BPR）を徹底する過程で把握した利用者のニーズを踏まえ、行政サービスの利便性の向上を図る。

各府省は、一つ一つの手続について、オンラインで行う場合と書面で行う場合の実態を把握した上でオンライン利用のインセンティブを付与するなど、オンライン利用の利便性向上に取り組む。

\*4 「改正された国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得（国籍法（昭和25年法律第147号）第3条の国籍取得届）について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

\*5 「国籍法施行規則の一部を改正する省令」の主な内容

国籍法第3条第1項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足りる書類（認知に至った経緯等を記載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等）を提出させる（国籍法施行規則第1条第5項）など、審査が厳格化された。

\*6 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において、戸籍事務の取扱に関して疑義が生じたときに、管轄法務局、地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

\*7 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市区町村の戸籍事務従事職員を対象とした戸籍に関する研修

\*8 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

\*9 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

\*10 「涉外事件」

事件本人の全部若しくは一部が外国人であるもの又は親族的身分行為の行為地等が外国である事件をいう。

# 平成30年度政策評価書要旨

(法務省30- (9))

|                               |   |            |            |            |            |            |
|-------------------------------|---|------------|------------|------------|------------|------------|
| 施策名                           | 円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進<br>(政策体系上の位置付け：V-13-(1)) (評価書117頁)  |            |            |            |            |            |
| 施策の概要                         | 我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 <sup>1</sup> 対策を推進する。   |            |            |            |            |            |
| 達成すべき目標                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>円滑な出入国審査の実施を推進するため、空港での入国審査待ち時間を20分以内にする。</li> <li>偽装滞在者<sup>2</sup>への対策を推進するため、偽装滞在が疑われている者に対し、在留資格取消制度を厳格に運用する。</li> </ul> |            |            |            |            |            |
| 施策の予算額・執行額等                   | 区分  | 28年度       | 29年度       | 30年度       | 令和元年度      |            |
|                               | 予算の状況<br>(千円)   | 当初予算(a)    | 19,672,612 | 21,321,838 | 23,004,877 | 23,597,498 |
|                               |   | 補正予算(b)    | 4,090,914  | 2,256,789  | 2,499,623  | —          |
|                               |   | 繰越し等(c)    | 1,225,711  | △1,313,441 | △278,916   | /          |
|                               |   | 合計(a+b+c)  | 24,989,237 | 22,265,186 | 25,225,584 |            |
| 執行額(千円)                       | 23,647,623  | 21,623,725 | 24,844,088 |            |            |            |
| 施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○観光立国推進基本計画(平成29年3月28日閣議決定)<sup>3</sup></li> <li>○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)<sup>4</sup></li> </ul>                     |            |            |            |            |            |

| 測定指標                  | 平成30年度目標値 |         |         |         |         | 達成   |
|-----------------------|-----------|---------|---------|---------|---------|------|
| 1 入国審査待ち時間20分以内達成率(%) | 対29年度増    |         |         |         |         | 達成   |
|                       | 基準値       | 実績値     |         |         |         |      |
|                       | 29年度      | 26年度    | 27年度    | 28年度    | 29年度    | 30年度 |
|                       | 76        | —       | —       | 72※     | 76      | 78   |
| 参考指標                  | 実績値       |         |         |         |         |      |
|                       | 26年       | 27年     | 28年     | 29年     | 30年     |      |
| 1 外国人入国者数             | 1,415万人   | 1,969万人 | 2,322万人 | 2,743万人 | 3,010万人 |      |
| 2 日本人帰国者数             | 1,692万人   | 1,626万人 | 1,709万人 | 1,788万人 | 1,891万人 |      |

|                          |       |       |             |              |              |
|--------------------------|-------|-------|-------------|--------------|--------------|
| 3 自動化ゲートの利用者数（顔認証ゲートを除く） | 169万人 | 223万人 | 275万人       | 310万人        | 299万人        |
| 4 顔認証ゲートの利用者数            | —     | —     | —           | 21万人         | 962万人        |
| 5 バイオカートの導入状況            | —     | —     | 関西空港等3空港に導入 | 成田空港等12空港に導入 | 北九州空港等2空港に導入 |

※ 平成29年1月から3月までの実績値

| 測定指標                             | 平成30年度目標値           |           |           |           |           |     | 達成 |
|----------------------------------|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|----|
|                                  | 2 在留資格取消件数（件）※各年末現在 | 対29年増     |           |           |           |     |    |
| 基準値                              |                     | 実績値       |           |           |           |     |    |
| 29年                              |                     | 26年       | 27年       | 28年       | 29年       | 30年 |    |
| 385                              |                     | 286       | 306       | 294       | 385       | 832 |    |
| 参考指標                             | 実績値                 |           |           |           |           |     |    |
| 1 中長期在留者 <sup>5</sup> 数（人）※各年末現在 | 26年                 | 27年       | 28年       | 29年       | 30年       |     |    |
|                                  | 1,763,422           | 1,883,563 | 2,043,872 | 2,232,026 | 2,409,677 |     |    |
| 2 不法残留者数（人）※各年1月1日現在             | 27年                 | 28年       | 29年       | 30年       | 31年       |     |    |
|                                  | 60,007              | 62,818    | 65,270    | 66,498    | 74,167    |     |    |

|      |  |   |
|------|--|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果   | （各行政機関共通区分）目標達成<br>-----<br>（判断根拠）<br>測定指標1及び2は、各達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。<br>測定指標1及び2はいずれも目標を達成することができた。 |
|      | 施策の分析  |   |
|      | （達成手段の有効性、効率性等）<br>【測定指標1関係】<br>達成手段①「出入国管理業務の実施」、⑤「バイOMETRICSシステム <sup>6</sup> の維持・管理」、⑥「出入国審査システム <sup>7</sup> の維持・管理」及び⑦「外国人の出入国情報の管理」において、審査ブースコンシエルジュの配備、バイオカート <sup>8</sup> 及び顔認証ゲートの導入等出入国審査業務に必要な環境整備等の充実・強化をした結果、入国審査待ち時間20分以内達成率は前年度を上回ったことから、円滑な出入国 |   |

審査の実施を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。

【測定指標 2 関係】

達成手段①「出入国管理業務の実施」の一環として、平成29年に引き続き、平成30年7月に全国の地方入国管理局及び支局の事実の調査担当者による意見交換会、また、同年12月に入国在留審査業務に従事する職員を対象とする実態調査・事実の調査に係る研修を行い、偽装滞在対策に資する事実の調査<sup>9)</sup>に必要な見識を深めるとともに、事実の調査の積極的な実施に努めた。また、達成手段②「中長期在留者住居地届出等事務の委託」の適正な運用により、在留外国人の在留状況を迅速かつ的確に把握し、偽装滞在対策としての在留資格取消業務に活用している。

また、出入国管理及び難民認定法を改正し、平成29年1月1日から、在留資格取消事由の拡充等の措置を講じたほか、在留資格取消のための事実の調査を入国審査官に加えて入国警備官も行うことができることとし、在留資格の取消のための体制が強化されている。

これらにより、前年に比べより多くの偽装滞在者を発見することができ、在留資格取消件数も前年を447件上回ったことから、不法滞在者等への対策を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国の国際交流の推進及び観光立国実現に加え、安全・安心な社会の実現のため、平成31年度事後評価の実施に関する計画においては、以下のとおり測定指標を設定し、各取組を推進していくこととしている。

【測定指標 1】入国審査待ち時間20分以内達成率

平成29年3月に閣議決定された「観光立国推進基本計画」において、「世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現する」とされており、円滑な出入国審査を実施することは、政府を挙げて取組を進めている観光立国の実現に貢献するものであるため、平成29年1月から、全国の空港ごとに計測対象となる外国人乗客（在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人乗客）総数に占める入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者の割合（達成率）を計測し、公表しているところ、当該取組<sup>10)</sup>は、審査待ち時間の実態をより正確に把握するためのものであるとともに、外国人入国者の利便性を高めるほか、空港ごとにデータ分析を行いそれに見合った人員配置を機動的に行うこと等により、よりスムーズな上陸審査手続の向上に資するものである。円滑な出入国審査を実施するという施策の達成度合いをより直接的に図るための測定指標として、本取組の達成率を設定することとしている。

【測定指標 2】在留資格取消件数

平成28年の出入国管理及び難民認定法の改正により、平成29年1月1日から新たな在留資格取消事由が加わったほか、在留資格取消のための事実の調査を入国審査官に加えて入国警備官も行うことができるようになり、在留資格取消のための体制が強化されたことから、収集した情報及びそれらの分析結果を活用し、偽装滞在が疑われる者の発見を行い、在留資格取消制度を厳格に運用していく。

【測定指標 3】違反事件数

不法残留者については、平成27年1月1日現在で約6万人となり、22年ぶりに増加に転じ、その後5年連続で増加し、平成31年1月1日現在で約7万4,000人となっている。今後、政府を挙げての観光立国に向けた各種施策により、更に外国人入国者数の増加が見込まれ、これに応じて、不法残留者も増加する可能性が高いことから、更に不法滞在者の縮減に努める必要がある。そのため、摘発等の強化を推進した上で、不法滞在者に対する退去強制手続を執ることが不法滞在者の縮減につながるため、違反事件数を測定指標として設定することとしている。

学識経験を有 1 実施時期

|           |  |
|-----------|--|
| する者の知見の活用 | <p>令和元年7月9日</p> <p>2 実施方法<br/>会議</p> <p>3 意見及び反映内容の概要</p> <p>〔意見〕</p> <p>顔認証ゲートについて、これまで自動化ゲートの導入や同ゲートに係る事前登録を積極的に進めてきた経緯を踏まえると、顔認証ゲートに違和感を持つ国民もいると思われる。また、自動化ゲートと顔認証ゲート二つの設備があることによって過大投資となるのではないか。これらの点についてどの程度理解されているか把握するため、国民への周知度を測る指標を設けるべきではないか。</p> <p>〔反映内容〕</p> <p>「国民への周知度」は、本政策評価の目標である「入国審査待ち時間20分以内」の達成度合いを測る直接の指標とすることにはなじまないと考えられる。</p> <p>参考指標として「自動化ゲートの利用者数」、「顔認証ゲートの利用者数」といった指標を設けており、両ゲートの利用を推進して行く中で、それぞれの位置づけの違い等も含めて、適切な周知を図っていくこととしたい。</p> |
|-----------|--|

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | <p>○評価の過程で使用したデータや文献等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「在留資格取消件数の推移」<br/>(出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課, 対象期間: 平成26年1月1日~平成30年12月31日)</li> <li>・「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果(報告)」<br/>(第6次出入国管理政策懇談会, 平成25年5月20日)</li> <li>・「今後の出入国管理行政の在り方」(第6次出入国管理政策懇談会, 平成26年12月26日)</li> <li>・「第5次出入国管理基本計画<sup>*1</sup>」(法務省, 平成27年9月15日)</li> </ul> |
|---------------------------|--|

|    |  |
|----|--|
| 備考 | <p>【行政事業レビュー点検結果の令和2年度予算概算要求への反映内容】</p> <p>出入国管理業務の実施について、民間ビルに入居する官署の合同庁舎への移転を進めることでコスト削減を図った。</p> <p>また、バイオメトリクスシステムの維持・管理及び出入国審査システムの維持・管理について、システム機器のリース契約の期間満了後もその契約を延伸することによって借料の削減を図った。</p> |
|----|--|

|       |             |          |        |
|-------|-------------|----------|--------|
| 担当部局名 | 出入国在留管理庁政策課 | 政策評価実施時期 | 令和元年8月 |
|-------|-------------|----------|--------|

\*1 「不法滞在者等」

不法残留者（正規の手続きを経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者）や不法入国者（密航等により入国した者など正規の上陸手続きを経ずに我が国に滞在する者）等の不法滞在者に加えて、いわゆる偽装滞在者（\*2参照）も含む。

\*2 「偽装滞在者」

偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、

あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可を受けて在留する者。あるいは、必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが、現に在留資格とはかけ離れて不法に就労する者。偽装滞在者への対策は不法滞在者対策とともに我が国の出入国管理行政上重要な課題となっている。

\*3 「観光立国推進基本計画（平成29年3月28日閣議決定）」（抜粋）

第3 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3 国際観光の振興

④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入体制の確保等

最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

世界初の出入国審査パッケージの導入や世界最高水準の技術を活用し、空港での入国審査待ち時間20分以内を目指すこと等を踏まえ、革新的な出入国審査を実現するため、関係省庁が連携して以下の取組を実施する。

- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、審査待ち時間を活用して指紋等の個人識別情報を前倒しで取得するバイオカードを平成28年度に関西空港等3空港に導入し、平成29年度に成田空港をはじめとする12空港に導入予定であるところ、今後も対象空港の拡大を検討する。

- ・我が国の空港における入国審査に要する時間を短縮するため、航空機で訪日する旅客をその出発地点の空港で事前にチェックするプレクリアランス（事前確認）の平成30年度以降の早期実現に向けて具体的な対象や実施方法・効果等の検討及び相手国・地域との調整協議を加速する。

- ・出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人を「信頼できる渡航者」（トラスティド・トラベラー）として特定し、ビジネス旅行者のみならず、観光旅行者等の自動化ゲート利用を実現する（平成32年までの実施を目指す）。

- ・日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けて必要な準備を進め、平成30年度以降本格的に導入し、日本人の自動化ゲート利用の大幅な拡大を目指す。

- ・我が国の空港における外国人の出国手続に要する時間を短縮するため、個人識別情報を活用し、出国時に自動化ゲートを利用できる対象者を拡大すべく、具体的な利用対象者の範囲や実施方法等の検討を進める。

- ・訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、審査ブースの増設、施設の拡張等やCIQに係る予算・定員の充実を図り、訪日外国人旅行者の更なる増加への対応に必要な物的・人的体制の計画的な整備を進める。

- ・増加する旅客の円滑な入国と国の安全な確保をするための水際対策を両立するため、入国管理当局の情報収集、分析及び活用のための体制強化を図ることにより、全ての乗客の乗客予約記録（PNR: Passenger Name Record）の電子的な取得等、情報収集を一層進め、更なる情報分析・活用の高度化を推進する。

- ・入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間のインターネット上での公開について、主要7空港を中心に検討を進める。

\*4 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

・Ⅱ-3-(6) 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行わせること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

また、不法滞在者等を縮減し、我が国に滞在する外国人と日本人とが安心して共生できる環境を整備することが、根本的な外国人犯罪対策として重要である。

このため、

① 水際対策

- ② 不法滞在等対策
- ③ 情報収集・分析機能の強化

に関する施策を推進することとし、具体的には、

- ア) 不法滞在对策、偽装滞在对策等の推進
- イ) 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

等に積極的に取り組んでいくこととする。

- ・Ⅲ－６－（３）－①新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

- ・Ⅲ－６－（３）－②出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

効果的な不法滞在对策及び偽装滞在对策並びにテロリスト等のハイリスク者の入国防止のため、在留外国人に関する情報収集・管理を一層的確かつ効率的に行うとともに、情報リテラシーの高い職員を育成し、これらの職員の高度な分析によるハイリスク者の発見や地方入国管理官署への迅速な伝達を実施する。また、関係機関との連携を図り、より有益な情報を入手し活用すること等により、入国管理局におけるインテリジェンス機能の強化を推進する。

#### \*5 「中長期在留者」

出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者及び④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者及び特例上陸許可等を受けている者等はこれに含まれない。

#### \*6 「バイOMETRICSシステム」

外国人個人識別情報システム（上陸審査時に外国人本人から提供を受けた指紋及び顔写真からなる個人識別情報を、当局が保管する要注意人物リストと照合するシステム）と自動化ゲートを合わせたシステムのこと。

#### \*7 「出入国審査システム」

出入国審査等における申請内容、審査記録及び処分結果等に関する情報の保管・管理をコンピュータ化することにより正確かつ迅速に処理し、円滑・適正な出入国管理行政の運営を確保するシステムのこと。

#### \*8 「バイオカート」

各空港の上陸審査場における上陸審査待ち時間を短縮するため、従来、上陸審査ブースで入国審査官が行っていた「上陸申請者から個人識別情報（指紋及び顔写真）を取得する手続」を、審査機器とは別の専用機器を使って、上陸申請者の審査待ち時間中に個人識別情報を事前取得することにより、上陸審査ブースでの手続を省略化し、外国人旅行者の入国手続をより迅速にすることを目的として導入された。

#### \*9 「事実の調査」

出入国管理及び難民認定法第19条の37に規定する事実の調査は、中長期在留者に関する情報を継続的に把握するために、中長期在留者が届け出ることとされている①住居地（同法第19条の7～9）、②氏名、生年月日、性別、国籍・地域（同法第19条の10）、③所属機関等に関する事項（同法第19条の16）、所属機関が届け出るよう努めることとされている中長期在留者の「受入れ状況」（同法第19条の17）、特定技能所属機関が届け出ることとされている雇用契約の変更等・受け入れている（特定技能）外国人の氏名等（同法第19条の18）のほか、登録支援機関が届け出ることとされている支援業務の実施状況等（同法第19条の30第2項）を対象として、各種届出情報の正確性やその事実関係を調査する必要があるときに行うものである。また、出入国管理及び難民認定法第59条の2に規定する事実の調査は、在留期間更新許可申請等の許可に関する処分及び在留資格の取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行うものである。

#### \*10 入国審査待ち時間の計測について

平成29年1月から新たに開始した取組であり、計測結果については、法務省ホームページ上で公表している（[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00117.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00117.html)）。

○入国審査待ち時間に関する計測方法

到着便の入国審査待ち時間＝上陸許可時刻－（到着便の到着スポット・イン時刻（航空機がスポット

に到着した時刻) + 入国審査場までの移動時間)

○入国審査待ち時間20分以内の達成率の計測方法

【計測対象者】上陸審査ブースにおいて、観光、短期商用、親族訪問等の短期間の入国を目的として在留資格「短期滞在」により上陸許可を受けた外国人

【計測方法】全国の空港(ターミナル・入国審査場ごと)ごとの計測対象となる外国人乗客の総数から、入国審査待ち時間20分以内に上陸許可を受けた計測対象者総数の割合を計測

\*11 「第5次出入国管理基本計画」

出入国管理基本計画は、出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画を法務大臣が策定するもので、平成27年9月15日、第5次出入国管理基本計画が策定された。当該基本計画では、観光立国実現に向けた取組として、自動化ゲートの利用拡大を掲げ、その効果的な広報活動の実施及び円滑かつ効果的な運用に努めていくとともに、諸外国の取組状況をも参考にしながら、顔認証技術の導入について速やかに検討を行っていくこととしている。また、安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進に向けた取組として、偽装滞在者対策の強化を掲げ、事実の調査に係る権限の積極的な活用等を通じ、中長期在留者に関する情報を継続的に把握して対策を講じていく必要があるとしている。

同基本計画の詳細な内容については法務省のホームページ([http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06\\_00065.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00065.html))を参照。



# 平成30年度政策評価書要旨

(法務省30-(10))

|                                     |   |                |                |                |                |
|-------------------------------------|---|----------------|----------------|----------------|----------------|
| <p>施策名</p>                          | <p>法務行政における国際協力の推進<br/>(政策体系上の位置付け：VI-14-(2)) (評価書124頁)</p>   |                |                |                |                |
| <p>施策の概要</p>                        | <p>国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。</p>   |                |                |                |                |
| <p>達成すべき目標</p>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成を図る。</li> <li>・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。</li> </ul>   |                |                |                |                |
| <p>施策の予算額・執行額等</p>                  | <p>区分</p>   | <p>28年度</p>    | <p>29年度</p>    | <p>30年度</p>    | <p>令和元年度</p>   |
| <p>予 算 の 状 況 (千円)</p>               | <p>当初予算(a)</p>  | <p>225,931</p> | <p>258,298</p> | <p>301,814</p> | <p>312,510</p> |
| <p></p>                             | <p>補正予算(b)</p>  | <p>0</p>       | <p>0</p>       | <p>0</p>       | <p>—</p>       |
| <p></p>                             | <p>繰越し等(c)</p>  | <p>0</p>       | <p>0</p>       | <p>0</p>       |                |
| <p></p>                             | <p>合計(a+b+c)</p>  | <p>225,931</p> | <p>258,298</p> | <p>301,814</p> |                |
| <p></p>                             | <p>執行額(千円)</p>  | <p>204,765</p> | <p>225,739</p> | <p>248,197</p> |                |
| <p>施策に係る内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）</p> | <p>○G8司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）<sup>*1</sup><br/>         ○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）<sup>*2</sup><br/>         ○「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）<sup>*3</sup><br/>         ○法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）<sup>*4</sup><br/>         ○インフラシステム輸出戦略（平成30年6月7日改訂）<sup>*5</sup><br/>             第1章-3-(1)① インフラ海外展開のためのビジネス環境整備<br/>         ○未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）<sup>*6</sup><br/>             第2-II-[3]-(3)ii)①ウ ソフトインフラ支援等を通じた投資の拡大<br/>             中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」<sup>⑩</sup><br/>         ○経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）<sup>*7</sup><br/>             第1章-5-(3)② 海外展開の促進<br/>             第2章-7-(4)① 治安・司法<br/>         ○知的財産推進計画2018（平成30年6月12日知的財産戦略本部決定）<sup>*8</sup><br/>             3「工程表「知的財産推進計画2017からの継続項目」-32及び134<br/>         ○開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）<sup>*9</sup><br/>             II-(1)-イ 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現<br/>         ○日メコン協力のための東京戦略2018（平成30年10月9日採択）<sup>*10</sup><br/>             II-B. 4 法律及び司法協力</p> |                |                |                |                |

| 測定指標   | 平成30年度目標  |      |      |      |      | 達成 |
|--|---|------|------|------|------|----|
| 1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況  | 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成に貢献する。 |      |      |      |      | 達成 |
| 施策の進捗状況（実績）  |   |      |      |      |      |    |
| <p>日本を含む41の国と地域から、180名の刑事司法実務家を招へいし、計10回の国際研修・セミナー等を実施した。</p> <p>特に東南アジア諸国にフォーカスしたものとしては、東南アジア10か国から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいし、ベトナムのダナンにおいて、ベトナム最高人民検察院との共催により、「第12回東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー」を開催し、議長総括を行った。</p> <p>なお、国際会議には、15の会議に36名が参加した。</p> |   |      |      |      |      |    |
| 参考指標   | 実績値   |      |      |      |      |    |
|  | 26年度  | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |    |
| 1 国際研修の実施件数（回）   | 6   | 10   | 11   | 11   | 10   |    |
| 2 国際研修への参加人数（人）  | 149   | 193  | 218  | 205  | 180  |    |
| 3 国際研修参加者の研修に対する満足度  | 添付省略  |      |      |      |      |    |
| 4 国際会議への参加回数（回）  | 9   | 16   | 23   | 26   | 15   |    |
| 5 国際会議への参加人数（人）  | 16  | 27   | 34   | 45   | 36   |    |

| 測定指標  | 平成30年度目標   |  |  |  |  | 達成 |
|---|--|--|--|--|--|----|
| 2 支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況   | 法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。 |  |  |  |  | 達成 |
| 施策の進捗状況（実績）   |  |  |  |  |  |    |
| <p>支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ミャンマー、ラオス、ベトナム、インドネシア、カンボジア等から、司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家等を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草、審査能力の向上、法曹育成などをテーマとして研修を実施した。特に、平成30年12月には、日本が約6年にわたって起草を支援したラオスの民法典が、同国の国民議会で承認された。</p> <p>また、平成30年度は、多様な紛争解決手段を提供する訴訟外紛争解決手続（ADR）をテーマとしてミャンマー、ベトナム、バングラデシュを対象に研修を行い、各国の経済発展により増加が見込まれる紛争を迅速に解決する知見を提供するなど状況に応じてその活動内容はますます広がりを見せている。</p> <p>研修では、専門家による講義、研修参加者による発表及び質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、</p> |  |  |  |  |  |    |

各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。

| 参考指標   | 実績値     |      |      |      |      |    |
|--|---------|------|------|------|------|----|
|  | 26年度    | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |    |
| 1 国際研修の実施件数（回）   | 9       | 11   | 16   | 14   | 12   |    |
| 2 国際研修への参加人数（人）  | 122     | 162  | 237  | 206  | 176  |    |
| 3 国際研修参加者の研修に対する満足度  | 添付省略    |      |      |      |      |    |
| 4 法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数（回）                                       | 11      | 13   | 16   | 26   | 40   |    |
| 5 法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数（人）                                      | 28      | 22   | 31   | 46   | 48   |    |
| 6 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数<br>※依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。 | 依頼件数（回） | 22   | 22   | 35   | 21   | 16 |
|  | 派遣件数（回） | 21   | 23   | 33   | 22   | 15 |
| 7 法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数<br>※依頼人数、派遣人数は延べ人数である。                       | 依頼人数（人） | 28   | 30   | 41   | 28   | 18 |
|  | 派遣人数（人） | 27   | 31   | 39   | 29   | 17 |
| 8 国際専門家会議の開催回数（回）  | 1       | 1    | 1    | 1    | 1    |    |
| 9 国際専門家会議への参加人数（人）   | 174     | 176  | 164  | 159  | 178  |    |

|      |                 |   |
|------|-----------------|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果    | <p>（各行政機関共通区分）目標達成</p> <p>-----</p> <p>（判断根拠）</p> <p>測定指標 1, 2 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。</p> <p>測定指標 1, 2 については、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。</p> |
|      | 施策の分析           |   |
|      | （測定指標の目標達成度の補足） | <p>【測定指標 1】</p> <p>国際研修・セミナー等への参加者の満足度は、アンケート調査の結果、「非常に役立った。」「役</p>   |

立った。」又は「非常に有益であった。」、「有益であった。」と回答した者の割合がいずれの質問項目においても94パーセントを超えており、研修受講者側の評価として、国際研修・セミナーの内容はその能力向上のために非常に有効であったと認められる。

東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナーでは、議長総括を発表するとともに、参加した10か国の実務家並びに共催したベトナム最高人民検察院との緊密な関係を構築することができた。

国際研修・セミナー等では、日本を含む41の国と地域から計180名の参加を得て活発な議論が行われたことにより、各国の現状や問題点を効率的に把握できた。また、国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知名度を利用して、トップクラスの海外専門家を招へいして議論を行うなど、質の高い内容の研修・セミナー等を行い、効率的にその効果を高めるよう図った。

国際研修の講師として適切な専門家を招へいするため、国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や、刑事司法関係機関、専門家とのネットワークを活用しているところ、国連犯罪防止刑事司法会議（ कांग्रेस ）準備、海外調査出張を始めとする他の用務との関連でマンパワーや時間が限られる中、当研修所の業務との関連性も踏まえつつ、平均1か月に1回以上のペースで国際会議に出席し、最新の情報収集や人的ネットワークの強化を可能な限り図った。

以上の結果から、充実した研修を実施し、研修参加者の能力向上に貢献できたと認められる。

なお、上記施策の分析においては、行政事業レビューにおける点検結果を活用し、有効かつ効率的な目標の達成がなされたかを検討した。

#### 【参考指標1ないし3について】

国際研修・セミナー等を計10回180名に対して実施、各研修参加者の研修に対する満足度（各研修の際に実施するアンケートにおいて、「非常に役立った。」「役立った。」又は「非常に有益であった。」「有益であった。」と回答した者の割合）はいずれの質問項目においても、94パーセントを超えており、特に、「全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立ったか。」、「全体として、刑事司法関係施設の見学は有益であったか。」、「アジア教官や各国参加者との意見交換及び交流は有益であったか。」という質問項目については、回答者の全てが「非常に有益であった。」又は「有益であった。」と回答している。

#### 【参考指標4及び5について】

国際会議への参加状況については、 कांग्रेस 準備、海外調査出張を始めとする他の用務の影響もあり、参加回数及び参加人数共に、前年を下回ったものの、なお高い水準は維持している。

#### 【測定指標2】

平成30年度の国際研修の実施件数及び参加人数は、参考指標1及び2のとおり、いずれも前年度の実績を下回る結果となっているが、これは、JICAプロジェクト<sup>11</sup>の終了及び後継案件開始の時期であったり、支援対象国側の事情等により、研修の実施が見送られたものがあること等によるものである。それを除けば、前年度と同規模で研修を実施することができている。

また、専門家の派遣依頼件数及び人数についても、参考指標6及び7のとおり、前年度を下回っているものの、参考指標4の法整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数が過去5年間で最多となっている。これは、当省と連携して法制度整備支援活動を行っている独立行政法人国際協力機構（JICA）からの派遣依頼を受けるまでもなく、当省として積極的に支援対象国へ職員を派遣して、情報収集を行うとともに、現地セミナーへの参加を行うことにより、現地における支援活動に従事した結果である。

諸外国からの研究員の招へい人数については、参考指標5のとおり前年度の実績を上回り、過去5年間で最多となっている。

また、国際専門家会議の参加人数についても、参考指標9のとおり、前年度の実績を上回り、過去5年間で最多となっている。

研修参加者の研修に対する満足度は、アンケート調査の結果、研修において「多くの知識を習得できた。」及び「習得できた。」と回答した割合、また、研修が「大変有意義であった。」及び「有意義であった。」と回答した割合は、いずれも合わせてほぼ100パーセントとなっている。また、新たに

設けた「研修内容を理解できたか」、「自身又は所属組織の業務に役立つものか」という項目においては、ほぼ全員が「十分または概ね理解できた。」、「役立つものであった。」と回答しており、研修対象国の立法技術向上及び法曹人材育成強化が将来的に大いに期待できる結果となっている。

法制度整備支援の対象国と概要は、「各国プロジェクト等紹介・成果」として法務省ホームページに掲載したとおり<sup>\*12</sup>である。

支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究に際しては、相手国の立法・司法関係者等と対話や協議を十分に行い、他国ドナーや国際機関等の支援との調整・協力にも留意して行った。

また、我が国の法制度整備支援の特徴として、日本の法制度を押し付けるのではなく、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行っているため、現地に派遣されている長期派遣専門家による関係機関等からの情報収集、これに基づく国際研修のテーマの選定、日本における学者等のサポート体制の構築、現地で開催するセミナーにおける国際研修で得た最新の知見等のフィード・バックなど、様々な点にも配慮した活動を行った。

さらに、支援対象国のニーズに応える形で実施した国際研修の参加者や我が国との共同研究における招へい研究員は、研修又は研究の成果が各国の法制の維持・整備及び法曹人材育成に確実に反映される見込みのある各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者とし、加えて、知的財産権保護法制支援の観点から、支援対象国において知的財産分野を取り扱う職員等も参加者とした。

以上のことから、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図るという目標を達成できたと評価できる。

(達成手段の有効性、効率性等)

#### 【測定指標 1 関係】

達成手段①「国際連合に協力して行う国際協力の推進」において実施している、国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修については、国際会議への積極的な参加等によって、最新の国際動向等の把握並びに刑事司法関係機関及び専門家とのネットワークの強化を図り、国連の重要施策や開発途上国のニーズを参加国の選定や主要課題の設定に反映させたほか、同課題に係る情報収集、研究及び適切な講師の人選を行った。

このような取組の下で実施した質の高い、充実した内容の研修は、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成に有効に機能しており、アジア地域を中心とした諸国の刑事司法の健全な発展に寄与したといえる。

#### 【測定指標 2 関係】

達成手段②「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」において実施している国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣については、支援対象国に対し、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなどして継続的な支援を実施している。

また、毎年開催している国際専門家会議において、法制度整備支援の専門家の意見を取り入れ、法制度整備支援の在り方を検証すること等により、現状に満足することなく、常により有効かつ効率的な支援が行えるように努めている。

法制度整備支援は近時、政府の経済政策において日本企業の海外展開促進のための重要かつ有効なツールとして取り上げられ、支援対象国の発展につながるのみならず、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、かつ、同支援事業は、アジア諸国の市場経済化を進めるとともに、我が国を含むアジア地域の持続的発展を促進させるためには不可欠な事業であると理解されている。また、これまでの支援活動の実績や研修員の満足度の高さから有効性が高いことも認められている。

さらに、平成28年度の行政事業レビューにおける外部有識者の所見を踏まえて、平成29年度から引き続き法制度整備支援事業を推進すべく、JICAプロジェクトにおける成果目標や指標等の適正な設定に努めるとともに、関係省庁・組織との連絡会合等を通じて情報共有・連携を強化することにより、法務省のみならず、オールジャパン体制で、より効率的に支援活動を行うよう、支援の手法・範

困の精査に留意して実施した。

このように、本達成手段は、本施策の目標である支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化に有効に機能しており、支援対象国の基本法令の整備に役立つことができたとともに、「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)の確立にも寄与したといえる。

#### 次期目標等への反映の方向性

##### 【施策】

国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国における「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、現在の目標を維持し、引き続き、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進していく。

##### 【測定指標1】

国際連合と協力して行う研修については、国連との協定に基づき、持続可能な開発のための2030アジェンダ並びに刑事司法に関する我が国及び海外の動向も踏まえ、今後とも、本取組を継続実施していくこととする。

なお、同研修の在り方として、①国連の重要施策、②刑事政策に関する国際的動向・知見、③各国・地域・世界の刑事司法の実情、問題点、ニーズ、④我が国の重要施策、国益、刑事政策の動向、⑤法制度整備支援との連携の強化の視点を取り入れつつ、継続研修のテーマ及び内容を時宜に適した充実したものにするるとともに、新規研修等についても積極的に開拓することとする。

##### 【測定指標2】

日本の法制度整備支援については、現在、平成25年に改訂された「法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)」の下で戦略的かつ積極的に運用されているところ、近時、政府の経済政策においては日本企業の海外展開の促進(そのための海外におけるビジネス環境の整備)が重要な要素として議論され、法制度整備支援は、そのための重要かつ有効なツールとして取り上げられている。

また、本施策の目標である支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成の促進は、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものである。

法務省としては、今後も支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、目標達成のために積極的な支援を行うこととする。

さらに、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズを的確に把握し、知的財産を始めとする専門分野等の新たなニーズにも対応したテーマを選定するとともに、研修参加者へのアンケート結果を適切に把握することにより、より効率的な支援を継続実施することとする。

学識経験を有する者の知見の活用

- 1 実施時期  
令和元年7月9日
- 2 実施方法  
会議
- 3 意見及び反映内容の概要  
なし

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

○評価で使用したアンケート調査  
研修参加者アンケート調査結果は、法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協力部において保管している。

|       |  |          |          |
|-------|--|----------|----------|
| 報     |  |          |          |
| 備考    | 【行政事業レビュー点検結果の令和2年度予算概算要求への反映内容】<br>旅費の実施計画の見直し等を行うことにより経費の削減を図った。 |          |          |
| 担当部局名 | 法務総合研究所総務企画部企画課  | 政策評価実施時期 | 令和元年 8 月 |

\*1 「G8 司法・内務大臣会議総括宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する

\*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言（平成20年6月11日～13日東京会議）」

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的な重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

\*3 「「世界一安全な日本」創造戦略（平成25年12月10日閣議決定）」

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪等に適切に対処するため、アジア等の開発途上国の刑事司法機関職員の能力向上を図るとともに、各国刑事司法機関と日本の刑事司法実務家との連携を推進する。

\*4 「法制度整備支援に関する基本方針（平成25年5月改訂）」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助（ODA）大綱、ODA中期政策等に基づき、（1）自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、（2）持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、（3）我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針は、平成21年4月の海外経済協力会議で策定されたものであるが、今回の改訂は、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力（経協）に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため」に設置された経協インフラ戦略会議（平成25年3月12日内閣総理大臣決裁）を経て公表されたもの。

\*5 「インフラシステム輸出戦略（平成30年6月7日改訂）」

「インフラ海外展開のためのビジネス環境整備」の取組として、「二国間協議等を通じ、法制度、インフラ関連制度、ファイナンス制度等、インフラビジネスの基礎となるビジネス環境を整備するため、日本人専門家派遣や研修等を通じた人材育成支援等を強化する。」とされている。

\*6 「未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）」

未来投資戦略2018における鍵となる施策の一つとして挙げられた「海外の成長市場の取り込み」の中で、「インフラシステム輸出の拡大」のための取組として「相手国の法制度・投資環境整備や日本企業の対応能力向上に努める」とされている。

\*7 「経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）」

企業の海外展開促進のために「海外展開先における法制度整備支援・現地人材の育成を実施する。」とされている。また、治安・司法等の確保の取組の一つとして「日本型司法制度の強みを重要なソフトパワーとし、京都 कांग्रेस2020の成功に向けて、国連や関係各国と連携・協力し、司法分野における国内外の取組「司法外交」を、外交一元化の下、オールジャパンで総合的・戦略的に推進する。」とされている。

\*8 「知的財産推進計画2018（平成30年6月12日知的財産戦略本部決定）」

我が国企業のグローバル事業展開を一層支援するための取組の一つとして、「成長著しいASEAN地域などの新興国における知的財産の権利行使に関する法制度の整備と運用を支援するとともに、効果的な司法手続を確立するため、新興国等の司法関係者等に対して研修を行うなど、知財司法人材の育成を支援する」こととされているほか、海外における正規品・正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策のための取組の一つとして、「海外での取締などの権利執行の支援を促進するため、取締機関職員等を対象にした真贋判定セミナーなど各種セミナーや研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う」こととされている。

\*9 「開発協力大綱（平成27年2月10日閣議決定）」

法の支配といった普遍的価値の共有の実現のため、「実定法の整備や法曹、司法関係者の育成等の法制度整備支援」を行うこととされている。

\*10 「日メコン協力のための東京戦略2018（平成30年10月9日採択）」

東京にて開催された第10回日本・メコン地域諸国首脳会議において採択されたもの。

メコン地域諸国から、同地域における法律や司法制度の発展において日本が担ってきた役割が高く評価され、今後も法制度の整備に取り組むことが確認されている。

\*11 「JICAプロジェクト」

政府開発援助（ODA）を実施する機関である独立行政法人国際協力機構（JICA）が開発途上国に対して一定の期間実施する技術協力事業（専門家の派遣、研修員の受入れ、機材の供与）であり、法務省は、法制度整備支援に関する同事業につき、専門家派遣、研修の企画・実施、調査等において協力している。

\*12 「各国プロジェクト等紹介・成果」

法務省ホームページ([http://www.moj.go.jp/housouken/housou\\_icd.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html))





## 平成30年度政策評価書要旨

（法務省30-（12））

評価実施時期：令和元年8月

担当部局名：大臣官房施設課

|                                       |   |                                   |
|---------------------------------------|---|-----------------------------------|
| <b>施策名</b>                            | 施設の整備（岡山法務総合庁舎整備等事業）<br>(評価書168頁)   | <b>政策体系上の位置付け</b><br>(VII-15-(2)) |
| <b>施策の概要<br/>(事業の概要)</b>              | 司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。   |                                   |
| <b>予算額</b>                            | 平成21～25年度予算額：3,106,926千円  | <b>評価方式</b><br>事業評価方式             |
| <b>施策評価の結果の概要</b>                     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業の情報となる項目の変化<br/>事業は総額約31億円で平成21年度から平成25年度にかけて実施し、平成25年度に完成した。</li> <li>2 事業の効果の発現状況                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務を行うために必要な基本機能の評点が100点以上（133点）であり、基本機能を満たしていることが確認できる。</li> <li>・人権、防災性及び保安性について特に充実した取組（各評価A）、地域性、環境保全性、ユニバーサルデザイン及び耐用・保全性について充実した取組（各B評価）がなされており、政策に基づく付加機能を満たしていることが確認できる。</li> <li>・老朽、面積不足の解消、業務効率の改善及び利用者へのサービスの向上を達成できた。</li> </ul> </li> <li>3 事業実施による環境の変化<br/>環境保全性（充実した取組）の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており、環境に配慮されている。</li> <li>4 総合的評価<br/>以上、上記1ないし3より、事業の目的を果たしていると判断できる。</li> </ol> |                                   |
| <b>施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）</b> | <b>施政方針演説等</b>  | <b>年月日</b>                        |
| -----                                 | -----   | -----                             |
| -----                                 | -----   | -----                             |
| -----                                 | -----   | -----                             |
| -----                                 | -----   | -----                             |